

令和2年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和2年3月10日 午前10時00分 開会
午後 3時11分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教育部長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	関元瞳	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。4点でございます。

まず1点目、屋敷山公園一带施設の駐輪場及び高齢者専用駐車場の設置について。

2点目は、當麻庁舎の課題について。

3点目は、道路網の整備について。

4点目は、農産物のブランド化について質問をさせていただきます。

なお、これよりの質問は質問席にてさせていただきます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 それでは、よろしく願いをいたします。

昨日の松林議員の質問と若干重複してる部分等もございます。その辺のところは、ご答弁の中でご説明をいただけたらというふうに思います。また、道路網の整備等につきましては、予算の内容に若干触れる部分等ございましたら、その内容についてもご説明をいただけたらご配慮させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それではよろしく願いを申し上げます。

まず1点目、屋敷山公園一带施設の駐輪場及び高齢者専用駐車場の設置についてでございます。屋敷山公園一带公園につきましては本日、パネルと申しますか、写真と申しますか、ご留意をさせていただきました。まず當麻文化会館、こちらでございます。これはGoogleの写真、上空からの写真でございます。それからこの新庄文化会館内でございます新庄図書館、それから中央公民館、それと市民体育館、このような施設がこの周辺にあるということでございます。このような施設には、多数の市民の皆様方が利用をいただいておりますという状況でございます。施設内にはエレベーター、それからスロープ等バリアフリー対策が講じられて、障がい者、高齢者の方にもご配慮をいただいた施設となっております。

しかしながらでございます。この施設のための駐車場並びに駐輪場は県道30号線、一般に

山麓線と呼んでいただいております県道を挟んで、施設の東側でございます。それから第二健民運動場付近と、2つに分かれてございます。道路から東側の駐車場につきましては、交通量も非常に多い県道でございます。これを越えるために、この部分になりますけれども、地下道をくぐって階段を上り下りしていただいて、施設を利用する必要がございます。また、健民運動場付近につきましても、駐車場から施設まで結構な距離がございます。どちらも高齢者にとっては利用しづらい環境であるというふうに感じております。また、図書館を利用する児童生徒たちの自転車につきましても、施設付近に駐輪場がないということで、安全面から見ても改善が必要ではないかというふうに感じておりますが、どのような感想をお持ちかお尋ねをいたします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 おはようございます。教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

屋敷山公園一带の施設をご利用いただくときの駐車場は、屋敷山公園駐車場や第二健民運動場南側駐車場、新庄文化会館東側駐車場、新庄文化会館南側駐車場、そして第二健民運動場西側駐車場の5カ所でございます。屋敷山公園駐車場は、ご指摘のように地下道を通って施設を利用いただいております、ベビーカーなどのご利用の方には第二健民運動場西側駐車場をご利用いただくようお願いしておりますが、施設からは距離がございます。また、駐輪場につきましては、市民体育館の南西部分にある体育館に隣接した駐輪場と、山麓線を挟んだ東側の2カ所でございます。利用する施設によっては、少し距離がございます。

以上です。

下村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。そこで、具体的なお提案を今回させていただきたいというふうに思います。

まず、中央公民館でございます。中央公民館の入り口部分、この写真は中央公民館の西側、市民体育館の北側に位置するところでございますけれども、ここには障がい者用の駐車場がございます、現に。通常は、安全面に配慮していただいたということかもしれませんが、道路側の中央公民館に入る入り口のところはポールで閉鎖をされておられるというふうに認識をしておりますが、どのような管理をされておられるのか、お伺いをいたします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 通常は、安全面に配慮して道路側の入り口は車どめで閉鎖しておりますが、中央公民館等をご利用の方で、高齢者等足の不自由な方への対策としまして、車両進入許可証発行申請書でご申請いただき、審査の後、中央公民館玄関前の空きスペース、先ほどお示しいただいたところへの車両進入許可をしておまして、現在22台分の車両の進入許可証を発行しております。車両進入許可証発行者がご利用される日につきましては、事前にあけてご利用いただいております。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。ということは、あらかじめ申出のない方の利用はしづらいと、こ

ういう解釈でよろしいですかね。

それでは次に、施設周辺の植木の部分、それから芝生の部分です。ここを利用した駐車場、駐輪場の提案でございます。公園内には多くの植木とか芝生スペースがございます。日々の管理につきましては、相当財政負担にもなっておるかというふうに思います。そのようなことから、私なりに駐車場として利用できそうな場所、現場を、それから地図等で検討してまいりました。

まず1つ目でございます。中央公民館北側のエリアでございます。このエリアにつきましては、道路東側の駐車場から地下道を通って上がってきたところのエリアでございます。これがまず1点目。

それから2点目でございます。中央公民館小ホール東側のエリアでございます。ちょうど小ホールと道路との間の部分でございます。

それから3つ目は、文化会館南東側の信号の角のエリアでございます。

この3カ所はいかなものかなということで、この使えるような面積、それから駐車場にした場合の利用可能台数について、どのぐらいになるのかお尋ねをいたします。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 先ほどお示しいただきました中央公民館北側エリアにつきましては、地下道からの傾斜部分で段差があり、現状は芝生と植栽となっております。高齢者の駐車場として広めの区画で考えた場合でございますが、約60平方メートルございますので、車にして4台分が確保できると考えられます。

それから、2つ目の中央公民館小ホール東側のエリアにつきましては、現在空調用の重油タンクが埋設されております。段差もかなりありますので、現在の状況では駐車場とするのは困難な場所でございます。また、文化会館南東部のエリアにつきましても、植栽部分で段差がかなりありますが、東部分はプランター等で車どめをしておりまして、その部分でございましたら約45平方メートル、車約3台分の駐車スペースの確保が可能かと考えられます。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 わかりました。私が想像していたより少し少なめのスペースかなと思いますけれども、今ご説明ございました、中央公民館の空調の重油というご説明でございますけれども、これは過去から更新をしていただいている最中かなというふうに思います。もうほとんど、電化による空調に入れかわっておるものというふうに、私、認識をしております。また、この地下タンクの老朽化も非常に懸念をされます。この地下タンクにつきましては、もしこの地下タンク老朽化によって地下に漏えいした場合には、非常に大きな費用をかけて汚染処理をする必要があるというふうなことも懸念をされます。そのようなことから、今後このスペースも電化の空調にかえていただくことで、スペースも利用できる、地下タンクも、処理も必要な時期も参っておるのかなというふうなことも懸念をされますので、その辺のところも今後、ご検討いただけたらなというふうに思います。

そこで、この3つのエリアに駐輪場、または高齢者専用の駐車場を設置することに対して、

教育長のご所見をお伺いいたします。

下村議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、増田議員の方から駐輪場、それから駐車場等のご提案をいただきました。公園一帯は本当に様々な方がご利用されるところでございまして、緑等それから憩いの場所、それから駐車場の関係ということについて様々、またこちらの方でも検討しているところでございますけれども、増田議員のご提案の方、今後の我々の研究のところに参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 軽くご返答いただきましたけれども、私の胸には深く突き刺さってない程度でございますので、このことにつきましては、私、非常に懸念をしております。利用される多くの方、中央公民館等を見てますと、非常に利用者の多くは高齢者の方であるのかなというふうに思います。また先ほど申し上げましたように、障がい者用の駐車場があっても一般的な利用がなかなかできない、あらかじめ云々といったような条件付の駐車場になって、日ごろ見ておりましたが、その駐車場を利用されておる方もお見受けしないような、そういう状況になっておるのかなというふうにも思います。

それから、新年度の予算にも体育館の耐震、それから中央公民館の耐震ということで、今後も長くこの施設を利用するための投資もしていただいておりますという、ここまではしていただいているんです。もう少しなんです。駐車場まで完備をしていただくことで、より充実した施設になってくるのかなというふうに思いますので、そのようなこともご検討いただいて、早急にこのことについてのご検討に入っていただけたらなと。当然、これ、今3月ですので、今年度云々という話ではございませんので、次年度に向けてご計画を進めていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、當麻庁舎の課題についてでございます。この件に関しましては、私も含めまして多くの議員の皆さんが幾度となくご指摘をされております。また市長も、昨日のご質問の答弁にもありましたように前向きなご答弁をされておって、非常に期待の持てるどころかというふうに思いますが、具体的な答弁までには至っておらないと。今後、いろんな方のご意見も頂戴しながらというふうなことで、方向性は出しているのかなというふうに感じておりますが、今後のタイミング、どのタイミングで、どのような方法で、最終ご決断をいただけるのかと、このようなことまで含めて質問をさせていただきたいなというふうに思います。

當麻庁舎の課題でございますけれども、2点を挙げさせていただきます。

1つ目は当然、耐震性でございます。耐震性、強度につきましては、昨日もご答弁がございましたように0.157という報告が、昨日もしていただいておりますし、私もそのように認識をしております。これを具体的なレベルで言いますと、6から7の震度で倒壊の危険性があるというレベルであると、こういうことであつたかなというふうに思います。この

0.157ですと、0.3で震度6から7、ほんじゃあ、0.157であれば震度何ぼなんですかということなんですけれども、あらかじめ打合せのところでも、恐らく私が再度質問してもそこまでのご答弁かなというふうに思いますので、あえて質問を省かせていただきます。私が勝手に推測をいたします。0.157ということは、0.3の半分に近いレベルであるということですので、震度6を大きく下回る可能性があるのかなと。となれば、過去にこの地域、阪神大震災が直近の大きな地震であるかなと思うんですけれども、その当時、記憶では震度4から5であったというふうに思います。このレベルであれば倒壊の危険性があるのが、今のこの0.157かなというふうに、私、推測をいたします。市長は首を横に振られておりますけれども、また後ほどご所見をいただけたらというふうに思います。

いずれにいたしましても、危険な状態であるということには変わりございません。先日、當麻庁舎に出向きまして、日ごろお仕事をいただいている方に聞いてみようということで、その物差しとして、窓、開きますかということ、以前にもそのようなことを聞いた覚えがあるので、状況を聞いて、窓、開きますかということで聞いたんです。1階北側の窓については、半分ぐらいは、要するに開く窓と開かない窓と、開かない窓が半分ぐらいです。開いても今度、閉めにくいと、このような回答でした。これが実態かなというふうに思います。普通、家屋が、建具が動かん、木材等の家屋であれば結構きしんで建具が動かん、こまがさびて動かんというようなこともありますけれども、サッシの窓が開かん家というのは、あまり私、記憶にないんですけど、そういう状況であるということが、もう一つの危険度合いのレベルになるのかなというふうに思います。職員の皆さん方、それから日ごろ利用をいただいております市民の皆さん方の安全の確保のためにも、早急な対策が必要であるということでございます。これも十分、市長の方もご認識をいただいていることであるというふうにも思いますけれども、改めて課題の1つとして挙げておきたいなというふうに思います。

それでは2つ目の課題でございます。職員、特に管理者、管理職の皆さん方につきましては、業務の効率の方でちょっと懸念をされる所がございます。この管理職の方々につきましては、市長並びに副市長等の決裁や会議等などに、頻繁に新庄庁舎に出向く必要がございます。現在、當麻庁舎から新庄庁舎までどの程度の時間を要するのか。またその頻度と手段、公用車で移動されてるのか、自家用車で移動されてるのか、この3点についてお伺いをいたします。

それから現在、教育長のほか當麻庁舎及び分庁舎も含めて4名の部長、またそれに関係する課長等の管理職の方が勤務されておりますが、この新庄庁舎への移動にかかる時間とその経費でございます。その無駄につきましても、大きなものがあるかなというふうに思います。このような経費の無駄の試算を、されておらないとは思いますが、試算をされておったら、そのことにつきましてもお伺いをしたいというふうに思います。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの増田議員のご質問でございますが、両庁舎間の移動につきまして、平成29年度に業務改革プロジェクトチームによる全庁業務棚卸による分析を行いまして、業務の可視化

を行ったところでございます。現在の2庁舎体制による業務負荷が高いことについての課題提起までは行っているところでございます。さらに、平成30年11月から令和元年10月にかけて1年間実施いたしました業務日報（JVC）による調査によりますと、職員が市内施設間を移動する時間の総合計でございますが、6,547.6時間というふうに出ました。この時間数に、平成30年度の職員の給与費から算出した1時間当たりの単価を乗じますと、おおむね1,800万円程度の経費がかかっているということでございます。

もう一つ、質問にありました両庁舎間の移動でございますけれども、これは基本的には公用車を使って移動しているところでございます。あと、頻度でございますけれども、ちょっと頻度については詳しい資料ございませんけれども、少なくとも週に1回程度は部長会、ありますので、その間の移動をしておりますし、それぞれ副市長なり市長なりの決裁がございますので、相当の頻度でそれぞれの庁舎間を移動しているということは言えると思います。

以上でございます。

下村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。ちょっと私、聞いた、當麻から新庄の時間、積算ではお答えをいただいたんですけども、どのぐらいかかるのかなという時間を、これ、あらかじめの質問の回答予定にも書いてなかったんですけど、ちょっと私、気づかなかったです。恐らく、1回に片道で行くと20分、15分ぐらいの時間がかかっておるのかなと。往復で40分、50分と、1時間近い時間を要しておるということかなというふうに思います。その積み上げが6,500時間かなというふうに推測をしたわけでございますけれども、移動手段も、原則公用車でいただいているということでございますけれども、この無駄な移動、無駄な移動という表現はちょっと差し控えた方がいいかなと思いますけれども、移動にかかるための公用車、これは移動の必要のなかったときには要らない公用車の負担でございます。その辺のところも一部あるのかなと。

それからもう一つは、ほとんど公用車というふうに伺っておりますけれども、自家用車で、公用車の不足する部分につきましては自家用車で対応していただいておりますということもお伺いしております。その際は、あらかじめ使用する車の登録をしていただいで、保険に加入をしていただいでることを条件に許可をしておるというふうにも伺っております。ただ、それに対する手当の支給はございません。これ、言うたらサービス残業みたいなものですか、私から言わせたら。これは仕事に対する使用を認めた以上、何らかの交通手当等の支給はする必要があるのかなというふうに思うわけでございますけど、こういったような必要経費がかさんでおるということでございます。

それから、先ほど1,800万円という試算が、説明ございましたけれども、私のイメージからいくと、非常に安い見積りであるのかなと。もう少し大きな負担であったかなというふうに思うんですけども、その試算に関しては企画部長がされた試算でございますので、尊重させていただきたいというふうに思いますけれども、こういう2点の課題があるということを確認をさせていただきました。

そこで、1つの改善策ということで、全国の多くの自治体、多くと言える量かどうかはわ

かりませんけども、電子決裁、先ほど當麻庁舎から新庄庁舎に行くための目的の中に決裁というものが多くあるかなと思います。恐らく半分ぐらいは、決裁による當麻庁舎から新庄庁舎の移動かなというふうに推測いたしますけども。こういった電子決裁という手段についてご検討をいただいておりますのか、このことについてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 電子決裁の導入の関係でございます。この電子決裁の導入につきましては、システムの導入を行うことでのメリット、デメリットなどの分析は、現在のところは実施しておらない状況でございます。電子決裁を導入いたしましても、市長、副市長への直接の説明であったり、相談をしなければならないものもございますので、全てが電子決裁で行えるものではないと考えております。今後、電子決裁を導入している市町村の状況を調査いたしまして、業務遂行面や費用面でのメリット、デメリットを分析した上で、より効率的な業務遂行ができるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 よろしくお願いを申し上げます。

私は2点目の、危険性の高い當麻庁舎、これはできる限り早い時期に対策を講じていただきたいということで、もう既にご検討に入っていただくというふうにお聞きをしておるところでございますけれども、松林議員の質問にもございましたように、サービス保存の原則も配慮していただきながら進めていただきたいなというふうに思うわけでございますけれども、市長の、このことに関して、きのうと重複する分はもう結構でございますので、ご所見をいただけたらというふうに思います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 昨日も一般質問の答弁等でお答えさせていただいておりますし、過去の一般質問等、ほかの議員さんの一般質問等でもお答えさせていただいておりますので、それ以上のお答えはございません。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 結構でございます。以前にも同じような検討を繰り返してしていただいたというふうに思いますけれども、いずれも結論が出ないまま、きょうに至っておることが懸念をされます。何回も答弁をしていただいても結構なんですけれども、私は。ただ、検討していると、前向きに言うてるやないかということかなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、結論を早く出していただきたいということだけ強くお願いを申し上げます。

次に、道路網の整備についてお尋ねをいたします。このことにつきましても再三質問をさせていただいております。ただ、何回質問させていただいても進展が見られないということで、懲りずに質問を続けさせていただきます。ただ、この道路網の整備につきましては、周

りの環境です。非常に大きく変化をしていっております。

まず、一番進展が大きいのは京奈和自動車道のところでございます。現在、京奈和自動車道と大和高田バイパスの交差をする部分でございますけれども、現在橋脚工事が行われております。この工事がいつごろ完成をするのか、私、この橋脚が完成することによって、非常に動線、車の流れの変化が起きるのかなというふうなことも懸念をしますけれども、本市への影響等について、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの質問についてでございます。京奈和自動車道の進捗状況につきましては、占用部として残る未整備区間の橿原北インターチェンジから橿原高田インターチェンジ間の整備を強力的に進めているところであり、用地取得を進めているほか、橋りょう下部工についても、今現在施工中でございます。下部工事が完了した箇所につきましては、上部工を着手しております。令和元年7月に大和御所道路曲川高架橋上部工事を契約しており、完成時期につきましては、残りの下部工事の施工に当たり、道路の交通の切回しのための連続した用地買収及び用地取得後の埋蔵文化財調査が必要となるため、完了時期は未定との報告を受けております。本市への影響につきましては、高規格幹線道路である京奈和自動車道が整備されることで、周辺道路網から通過交通が転換し、一般的には、並行路線では交通量が減少する傾向になるとのことです。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。見通しはまだちょっと先かなというふうなご答弁ではございますけれども、これによって、今のご答弁では並行路線の交通量が減ると。これ、本市への影響、私が想像してた答弁とちょっと違いがあって、要するに並行路線の交通量が減るとというのは、24号線で来られる車が、京奈和、それから大和高田バイパスに移行するというので、24号線の車の量が減る。それから山麓線を通して、五條から山麓線を通して来るより、京奈和を通して大和高田バイパスで来られる、車の量がそっちに変わるとということで、山麓線の大和高田バイパスまでの間、それから国道24号線の高田バイパスまでの間が減ると、こういう説明であるのかなというふうに思いますけれども、私が心配するのは、大和高田バイパスを利用して来られた車のさばきのことなんです。それは全部葛城市で受けて立たなあかと。かろうじて受けて立たんでもええのが、大和高田バイパスを下りないで南阪奈道路で大阪に流れる車については、本市への影響は少ないんですけども、そこを下りて葛城市内を通過して、市内もしくは大阪方面に流れる車の量が増えるであろうと、こういう懸念でございます。

そのことも鑑みて、今、大和高田バイパスの第4工区、未完成部分の工事に入っていたというふうに思います。現在、太田周辺につきましては、私も現場、先日見ましたが、1週間ほど前に、その道路幅杭の位置のところ土手を設けられて、ここに通るねんというのがやっと見えてきた状況かなと思います。U字溝等もその付近に置かれておって、太田付近から徐々に工事が進むのかなというふうに推測をいたします。ただ、そこから先の

めどが立たない、立っておらないと。これから地元の方との説明等々、非常に長い時間を要するのかなということが推測をされます。その時点で既に、京奈和自動車道から高田バイパスはスムーズに橋脚工事が終わって、流れてくる車が本市へ流入されるであろうと、こういう心配でございます。

そこで、心配するもう一つの部分として、現状から見てもなかなか解決しない高田バイパスの影響を受けるわけでございますけれども、もう一つの道についてでございます。尺土駅前工事、これも私、そんなに遠い時期じゃない時点で完成が予測をされてるわけでございますけれども、この駅前の整備の効果をより高めるため、これは市長も以前からご提案をいただいております、弁之庄・木戸線の開通であります。これは県の工事ということで、広域幹線道路というふうに位置づけられまして進められておるといふふうに伺っております。以前、知事フォーラムのところでも、知事の方からこの道路について触れられておられました。知事は、必要性について理論づけが必要であると、この道路が県としてつけるための理由づけ、これがないとねと、こういうふうなお話をされておりました。なるほどなど、県に頼むねやったら、県として必要な説明が要るといふことでございます。この道路につきましては、葛城市、大和高田市、香芝市、この3市を貫く広域的な幹線道路の一部が弁之庄・木戸線というふうに、私は認識をしております。本市としての目的は、若干、先ほど言いましたように、尺土駅前の整備の効果的な道路というふうな目的といふことで、他の高田、香芝との目的の違いが若干ございます。県も中和幹線とこの高田バイパスとをつなぐといふ目的と、若干違いがあるというふうなことでございますけれども、このような本市の必要性について、県に対してご説明をいただいておりますのか、その辺のところをご質問させていただきます。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

この弁之庄・木戸線につきましては、国道166号線と国道165号バイパス線を結ぶ弁之庄・木戸線についての、交通拠点としての尺土駅周辺の活性化、利便性の向上など、市の道路網の重要な役割を担う重要な道路計画と考えております。現在取り組んでいるところにつきましては、道路の早期整備に向けてのより合理的な方策を検討しているところでございます。県との協議を重ねる上で、葛城市のまちづくりにおいて、弁之庄・木戸線をどのような位置づけにするかということで検討、協議をしております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。今おっしゃられてるように、やっぱり市としての必要性はあるけれども、これが県道としての位置づけには、ちょっと距離があるのかなと、その辺の考え方の違いがあるのかなというふうなことを懸念をいたします。私もこの道路に関しては3つの効果があるというふうに、以前からも発言をさせていただいております。

1つ目につきましては、合併したことによって當麻、新庄の2つの町をつなぐ、つなぎの道であるという1つの効果でございます。

それから2つ目は、大和高田バイパスと166号線、この2つの道をつなぐことで、現在混

乱を来しております市内の生活道路の安全性の向上でございます。

それから3つ目は、関空から尺土駅まで空港バスを乗り入れさせて、海外からの奈良県の玄関口、このようなことも可能になるのではないかなど。こういうふうな効果、このような効果を期待をして、私もこの道については早期の着手に、計画に早い時期に取り組んでいただけたらなというふうに思うわけでございますけれども、このことに関しまして、市長からのご所見も、ちょっと後からお聞きをします。

次に、市が行う道路の整備状況についてでございます。予算審査の中にも、この道路に関する予算も組まれておるということでございますので、その審査に影響のない程度で結構でございます。大字からの道路整備について、拡幅、新設等の要望がどの程度来ておるのか、お聞きをいたします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

ただいまの市内の道路新設工事の状況につきましては、令和2年度の要望といたしまして、大字からの道路拡幅要望等につきましては16件ございました。その中から、令和2年度におきましては3路線の拡幅整備を予定しております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 16件の要望があったということでございます。要望を聞いて、事業を予算化をされるというのが手順かなと思います。この採択をされる基準が、どうも私には見えてこないんです。これ、順番にこの要望書を並べて、先に聞いたところからやっつけていかれるのか、重要性を市として勘案して採択をされるのか。その辺の基準はどのようになっておるのか、ご説明をお願いします。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問でございます。事業採択の基準についてでございますが、この基準につきましては葛城市総合計画、また都市計画マスタープランにおいて計画している路線をもとに、国道、県道の計画、また現状、市の政策など、また大字からの要望等を総合的に判断し、事業を採択しております。

以上です。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 わかりました。今、お話にあったように、都市計画マスタープランに基づいて道路はつくっていくんだというご答弁でございました。このことについてはしっかりと私の頭に刻み込ませていただきます。また本日、お聞きをさせていただいてる議員の皆さん方も、このことをしっかりと頭に入れて、今後の予算審議に当たっていただきたいというふうに思います。

私はこの整備状況について、地域的な偏りを感じてございます。都市計画に上がってない事業につきましても、予算組みをされておるというふうなこともお見受けをいたします。部長からお話ございましたように、計画は尊重してるんだということであれば、その辺のところを十分配慮した採択、基準であるべきかなというふうに思います。道路全般に関しまして、

市長のご所見を伺います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 道路全般でよろしいんですか。個別の案件ではなくて、道路全般ですか。

道路につきましては、ご指摘いただきました、まず尺土駅の整備事業と一体になる考え方の道の件がございます。そちらの方は葛城市にとって非常に大切な道であると理解しておりますので、あらゆる方面からの考察を重ねているところでございます。それとあと、ほかの道の整備につきましては、基本的には計画に基づいた形で進めてまいります。その市の施策において必要である道路、もしくは緊急性を要する道路、例えば危険性であるですとか、そのようなことも全て考察した中での道路整備という形になります。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 わかりました。今後、葛城市をより発展させるためには、また人口5万人を目指すためには道路網の整備、これも重要な優先順位の課題であるのかなというふうに思います。しかし、市全体を見渡しましても、先ほど申し上げましたようにこの地域格差、バランスの若干とれないところもございます。今後はこういう道路網の整備も含めて、バランスのとれた事業執行に当たっていただくことを強く求めまして、次の質問をさせていただきます。

次に、農産物のブランド化についてご質問をさせていただきます。本市の面積3,300ヘクタールということがございますけれども、そのうち約750ヘクタールを農地が占めております。古くから農業の盛んな地域であるというふうに私は認識しておりますけれども、多くの市民の方であったり議員の皆さん方も、農業の盛んな地域かと、そういう誤解もされておるかと思っておりますので、ここでちょっとご紹介をさせていただきたいと思っております。

これは本市の環境、これが非常に農業にとって適しておることが物語っております。その1つが、市の西側から東にかけて適度な傾斜地でございます。このことから、朝日を受ける1つの地形になっておる。それから水はけがよい、適度な傾斜地によって水が下にずっと流れていくという、そういう水はけのよい条件であるということ。それから、西側にそびえております山から湧き出る豊富な水、このようなことから、多種多様な農業経営ができる条件が備わっておるといのが背景にあるかなというふうに思います。

このようなことから本市の農業につきましては、四国とかそういう地域に行きますと、100年前、七、八十年前はまだアワやヒエをつくってたというふうな時代でございますけれども、その当時から野菜づくりであったり酪農であったりという、非常に歴史の深い、古い産地でございます。代表的なものとしたしましては、山麓一帯で、これは大正初期からということを知っておりますけれども、酪農業であったり、それから花卉栽培というものが行われておったというふうに知っております。また、葛城川沿いを中心とした青ネギの産地につきましては非常に、青ネギにとどまらず、軟弱野菜等も含めまして非常に古くから野菜づくりが盛んであるということ。それから、全域につきましては水稻栽培が行われております。この水稻につきましても、県内全域でつくられておりますヒノヒカリの種子につきましては、その種子のほとんどが葛城市で生産をしていただいておりますというふうなことでございます。

この種子の栽培につきましても、約200年以上前に郡山藩士の、藩の種子栽培場ということ指定をされておったという文書も、地元の寺院に残されておるといふことも伺っております。

さらに、本年度の日本農業賞の全国優秀賞に、笛堂の吉川さんが受賞をされております。新聞報道によりますと、吉川さんにつきましては約50年前に、県内でもいち早くネギの周年栽培を取り入れられて、今では年間作付10ヘクタール、それから売上げにつきましては1億円近い売上げを上げておられるというふうに、新聞でも記載をされておったということでございます。

このような本市の農業の、地域の地場産業として市においても後押しをするべきかなというふうに思います。具体的には、一定の基準に基づいて特産農産物を認定して、市場への販売促進、認定マーク等のシールの作成によって知名度のアップを図るといったような、他市でも行われてるような、こういう取り組みを本市でもご検討いただけないかなということで、その考えをお尋ねさせていただきます。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

つくれば売れるという時代は去り、これからは売れるものをいかにしてつくり、いかにして売るのが非常に大切になっております。もうかる高収益野菜の栽培と販売が、魅力ある農業の根幹だと考えております。これからの農業を考えるときには、農産物のブランド化が必要かと思っております。

まず、道の駅かつらぎにおきまして、令和元年度におきましては「あのみのみ」という、ほかの地域にないナスの栽培を検討されておられます。栽培に使用されるビニール、支柱等の費用に対し、市から助成し商品化していただき、道の駅で商品の陳列販売を行う計画となっております。

また、令和2年度につきましては市内数件の農家に協力していただき、奈良県も認定しております大和の伝統野菜「祝だいこん」を2万本ほど栽培していただき、年末に市場の方に出荷、市のブランド野菜となるべく計画していただいております。また、市としてその種子や洗浄機の一部について助成する予定であります。順調に軌道に乗るようであれば、国の補助金等を活用し、助成を拡大していく計画でございます。また、市内では増田議員おっしゃるとおり、複数の生産農家が市のブランドとなりうるナスやネギ、酪農などの農業をなりわいとされている認定農家が中心となり、盛んに生産と出荷をされておられます。市としても生産組合に対する助成を継続し、葛城市の認定作物として認証し、道の駅かつらぎ、當麻の家等でPRを行っていくように考えております。道の駅かつらぎ、當麻の家とともに、週末や祝祭日の利用者は8割から9割が市外からのお客様でございます。この方々に葛城市のブランド野菜等を認知していただき、情報の発信元になっていただければと考えております。

以上でございます。

下村議長 増田順弘君。

増田議員 ありがとうございます。本市といたしましても、農業は地域の重要な産業でございます。

今、お話しございましたように、その中でも農業をなりわいとされている方、この方の支援については若干、きょうまでは手薄であったかなというふうに感じております。現在作成中の総合戦略の中にも、地域農産物のブランド化支援については明記もされておるところでございます。それ以外にも、第2次総合計画にもこのブランド認定という部分については計画をされておるところでございます。このような計画の実行を実践していただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

下村議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

奥本佳史君。

奥本議員 皆様、こんにちは。4番、奥本佳史でございます。あすは奈良県の県立高校の入試、あさっては国公立大学の後期の最終の試験ということで、受験生は今、大変な状況にあります。世間、騒がしいですけども、力を振り絞って頑張っていたらなど、お祈りさせていただきます。

私の本日の一般質問は、2件ございます。1つは新型リバースモーゲージと空き家対策について。

2番目、P a r k - P F Iを活用したまちづくりについての2本立てで参りますので、よろしくお願いたします。

なお、以降の質問は質問席の方からさせていただきます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 よろしくお願いたします。まず、そしたら初めの、新型リバースモーゲージと空き家対策についてを始めさせていただきます。

戦後の日本におきましては、二、三十年程度で住宅を建替えることが一般化した結果、2つの弊害が起こっております。1つは、質のよい住宅に手を入れながら長く使うという考え方が失われたこと。もう一つは、建物の価値よりも土地の価値が重要視されるようになったことです。ちなみに、住宅取引市場において、欧米では中古住宅取引の占める割合が70から80%であるのに対しまして、日本では約15%と、いまだに新築志向が根強くあります。総務省の住宅・土地統計調査の最新調査結果によりますと、2018年10月1日現在、日本の総住宅数は6,240万7,000戸。これは5年前調査に比べて2.9%の増加、そのうち空き家は848万9,000戸で、3.6%の増加。空き家率は13.6%と、過去最高を更新しております。つまり、日本は人口減少局面に入ってもなお新築住宅の供給が続く一方で、家族形態の変化や所有者の高齢化などにより、空き家となる住宅が増え続けているのです。このことは本市においても、ミニ開発を中心とした新築住宅の増加により住宅数、人口ともに増加する一方、いわゆる旧村地域において、高齢者世帯や相続人が居住していない住宅が増加しており、国の動向に一致しています。

本市では、2017年に初めて空き家実態調査が行われておりますが、これは移住・定住促進を目的とした国の地方創生交付金事業に基づく調査で、調査結果として、使用実態がなく空き家等と推定される物件は411件と報告されております。一方、2015年施行の空家等対策特

別措置法において、放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家、いわゆる特定空き家と認定された物件は、本市にはないということでした。

ここで確認いたします。2017年の空き家実態調査で、空き家等と推定された411件の分布について、大字やエリアごとのくくりで分析したデータはあるのでしょうか。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議員の質問の中で紹介がありましたように、国の地方創生交付金事業に基づく実態調査を2017年、平成29年度に行い、使用実態がなく空き家と推定される物件は411件あったところでございます。しかしながらこの調査において、市内の地区ごとにどのくらい分布しているかという詳細な調査データについては、今現在手元にはないという状況でございます。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 確認された411件の空き家について、大字やエリアごとにどれくらいあって、空き家になった理由等も分析には至っていないということですが、これでは調査の趣旨である地方創生にかかわる移住・定住促進を具体的に進めることができないのではないのでしょうか。せっかく貴重な時間と予算を使って調査を行うのですから、具体的な施策につなげていくという意識を持っていただくようお願いいたします。

それでは以上を前提に、ここからは具体的な空き家対策の施策について述べてまいります。

現在、空き家の利活用という目的で運用されている空き家バンクですが、どのような物件を対象に、こういった方にどう仲介されているのか、あわせて現在までの取扱い件数を教えてください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございます。

まず空き家バンクにつきましては、令和元年の11月1日よりスタートしております。これは空き家実態調査の結果、空き家と思われる物件の中で所有者が特定できる方に対しアンケート調査を行い、希望される方がNPO法人空き家コンシェルジュに委託している空き家データバンクに登録するというものでございます。したがって、これに登録されたものが対象物件となるわけでございます。

次に、具体的な取扱い件数でございますが、令和元年3月1日現在の登録件数は、売りたい、もしくは貸したいという物件については3件、空き家データバンクを利用して物件を手に入れたいという方の件数は9件でございます。現在のところ、具体的に取引が成立したという実績はございません。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 空き家バンク制度が始まってからまだ日も浅くて、実績が上がっていないということですが、空き家の売り手と買い手、貸し手と借り手のマッチングができたことについては大いに評価できますので、今後の経過を見守っていきたいと思います。

実は先日、この空き家コンシェルジュの運営者にお話を伺う機会がありまして、マッチング率向上のヒントを聞いてまいりました。それにはまず、空き家が流通しない原因、流通阻害要因というのを分析する必要があるということでした。この流通阻害要因は、大きく分けて5つあります。1番目、人的要因。これは、所有者の資金的な問題や、福祉施設等への入所によるもの、これが人的要因。2番目、登記的要因。これは、農地転用や物件の未登記、敷地境界未確定や相続人の不同意などによるもの、これが登記的要因。3番目、建物的要因。これは流通困難地域、大規模改修の必要性、市街化調整区域、隣接道路の問題などによるもの、これが3番目の建物的要因。それから4番目、立地的要因。これは車両進入が難しい、がけの上等で再建築が不可などの立地的な要因によるもの。そして5番目、複合的要因として、これは近隣トラブル、相続問題、事故物件、賃貸契約解除の問題などとなっており、これら5つの流通阻害要因を取り除くことで、マッチング率を上げることができるということでした。

次に、流通阻害要因を取り除いた後、どのような条件がマッチングに至りやすいかについても、これまでの県内の成約事例をひもといて教えていただきました。それによりますと、ほぼ9割近くが県内の移動で、県外からのIターンのニーズはほとんど見込めないこと。そして、県内移住で物件の購入、賃貸に至った理由のほとんどが物件の金額の安さであって、住環境や行政施策を1番の理由に挙げる方はあまりいないということでした。よく、国の地方創生の成功事例として、都市部から地方へのIターン、Jターン、Uターンが空き家の解消に貢献していると紹介されておりますけれども、そのほとんどは実は都市部から、中国、四国、東北地方などの自然豊かな中山間地域や沿岸部への移住・定住の事例であり、奈良県のような大阪のベッドタウンという位置づけの地方都市では、自治体が夢見る都市部からのIターン、Jターン組を空き家にマッチングさせることは、よほどのことがない限り難しいということでした。では今後、増大する空き家への移住政策をどう進めていくかということですが、私は2つの要素が必要だと考えます。1つは言わずもがな、その地域に住みたくなる理由を作ること。これは次の2番目の質問で具体的に述べてまいります。もう一つは、空き家政策を多角的にアプローチするということです。これについては空き家コンシェルジュさんも同意見でしたが、空き家政策を住宅政策だけでなく、福祉政策や資産運用等からも考える必要があるということでした。

住宅が空き家になる主な理由として、3つあります。1つ、所有者世帯の核家族化と高齢化により、広い家をもてあますようになる。2番目、配偶者の死別や福祉施設への入居等により、家の管理や維持が困難になる。3番目、相続問題や低年齢の相続人に対応した空き家施策がないという3点があります。要するに住宅が空き家になるまで、幾つかの問題が持ち上がった時点で空き家予備軍になってしまうのです。ということは、住宅が空き家になって

しまってから動くのではなく、空き家予備軍の時点で何らかの手だてが打てればよいわけですが、そのような手だてがこれまでなかったのです。

しかし最近、従来の福祉政策として行われてきた制度を手直しすることにより、空き家対策にも貢献するものが注目されております。それは新型リバースモーゲージというもので、制度というよりも金融商品です。この新型リバースモーゲージの説明に移る前に、従来型リバースモーゲージについての説明と、本市における実績についてお示し願えないでしょうか。

下村議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ご質問のリバースモーゲージという制度でございますが、厚生労働省が定めた生活福祉資金貸付制度の1つで、奈良県社会福祉協議会が実施主体となる、手続的には市の社会福祉協議会を経由するという形になるんですが、その貸付制度の中に、不動産担保型生活福祉資金の貸付制度というものがございます。これは、原則65歳以上の要保護の高齢者世帯、または低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度であり、土地等の評価額の70%程度を限度として、毎月の生活資金として要保護者は生活扶助額の1.5倍以内、低所得者は30万円以内の額を貸し付けるものでございます。なお、貸付期間は借受人の死亡時までの期間、または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間となっております。仮に貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間が過ぎた場合であったとしても、借受人は当該不動産に居住することができますが、死亡後は、あらかじめ県の社会福祉協議会が設定した抵当権が実行され、換金された額は償還に充てられることとなります。これまで、本市においては要保護世帯向けで1件の実績がございました。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。従来型リバースモーゲージは、持ち家を担保に社会福祉協議会から月々返済なしの融資を受け、最終的に所有者が亡くなった後に自宅を売却して精算するものです。これは、持ち家はあるものの生活に困窮している低所得者層が対象となる福祉政策的な意味合いのもので、一定の所得があったり、低年齢層の方は利用できない制度でした。この点を解消するのが、新型リバースモーゲージと呼ばれるものです。新型リバースモーゲージについては、取扱う金融機関や提携自治体により内容が異なるのですが、大きな特徴として、運営主体が民間である点、基本的に一定の所得があれば、早期退職のような低年齢層でも利用可能という2点が挙げられております。

この新型リバースモーゲージの代表例としては、茨城県の土浦市と常陽銀行がタイアップした定住促進政策があります。茨城県は、バブル崩壊後の産業構造の変化で空き家が増加しました。当時、住まなくなった住宅は売るか貸すかの選択肢しかなく、空き家の流通が滞る状態でしたが、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（略称J T I）、これが賃料を返済原資としてローンを組む、住みかえ型リバースモーゲージという金融商品を開発したことを受けまして常陽銀行がタイアップし、土浦市とともに、20歳以上であれば利用可能で、事業資金や投機目的以外であれば自由に使い、持ち家を借家にしてその賃料を担保に融資を受け、

賃料収入でローンを返済する賃料返済型リバースモーゲージという仕組みが構築されました。この新型リバースモーゲージは、住みかえや移住を希望する住宅所有者と J T I が長期借家契約を結ぶ傍ら、子育て世帯などの入居希望者と J T I が 3 年ごとの定期借家契約を交わすことで、住宅所有者が借り手を探す必要もなく、中古住宅市場の活性化と空き家問題を解消するというメリットがもたらされました。土浦市の新型リバースモーゲージの成功を受け、現在各地の自治体が J T I と協賛してマイホーム借上げ制度を導入しております。調べますと、全国では 3 県 16 市 1 町がこの制度を導入しており、県内では奈良県自体と広陵町が J T I と協議をされているということなので、本市においても検討の余地はあるかと思いますが、いかがでしょうか。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございますが、本市の人口はこれまで一貫して増加しているものの、この人口を将来的に維持する、あるいは増加させていくには様々な施策を講じる必要がございます。移住・定住促進施策もその 1 つであり、全国では様々な先進的な取り組みを行っている自治体もあるようでございますので、その状況を調査いたしまして、また研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 空き家対策、移住対策は、何か 1 つの取り組みで解決するというものではありません。現状のように、空き家になってからどうしようかと考える施策だけでは不十分で、空き家予備軍の段階から、所有者や相続人が住宅の活用について相談できる体制も整えることが必要です。今回紹介した新型リバースモーゲージは、民間金融機関とタイアップする必要はありますが、空き家対策、移住政策、福祉政策までをカバーできるものです。日本が人口減少局面に入ってから久しい今、新規の住宅の着工増で都市を維持することは、いずれ限界が来ると思います。いたずらにインフラ整備エリアを拡大することは、将来世代へツケを先送りすることにもなりかねません。コンパクト市政策本来の意味を踏まえた上で、今後適切な空き家対策を進めていただくことをお願いしまして、1 つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして 2 番目、P a r k - P F I を活用したまちづくりについてです。

現在、策定が進んでおります第 2 期葛城市総合戦略では、私も第 1 期に続き策定委員として参加させていただいておりますが、そもそもこの総合戦略では、内閣府の地方創生事業として人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保して、活力ある日本社会を維持するために 4 つの基本目標が定められております。

その内容は、1 番、稼ぐ地域をつくること。それとともに、安心して働けるようにすること。2 番目、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくること。3 番目、結婚、出産、子育ての希望をかなえること。4 番目、人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるの 4 つであり、これらの目標を実現するための具体的な戦略策定が求められております。しかしながら第 2 期総合戦略案においても、基本目標の最初に来る「稼ぐ地域をつくる」具体的な戦略は盛り込まれておりません。2 つ目の質問においては、この

稼ぐ地域をつくる提案を行ってまいりたいと思います。

まず、稼ぐ地域をつくる話の前提として避けて通れないことがあります。それは人口の話です。今、日本は人口減少局面に入っていることは誰もが知るところですが、本市では幸いにも人口微増が続いております。しかし、これは言いかえると、どこかの地域で人口が減っているとも言えます。一般的に、人口の増減に伴う事象として考えられるのは、経済活動面では、人口が増えた地域では人が生活をする上での経済活動が活発化し、人口が減った地域では経済活動が停滞します。自治体の収入面では、人口が増えた地域は、特別な事情を除いて基本的には住民税や経済活動による税収が増え、人口が減った地域はその逆となると考えられます。しかし、実際の経済はそう計算どおりにいきません。なぜなら、自治体エリアイコール経済圏とならないからです。

私たちの日常の生活を振り返ってみましょう。必ずしも居住地域内で全ての消費購買活動を行っているわけではありません。隣接の自治体や、ときには遠方に出かけて消費購買活動を行っていることに気づきます。また、人口が増えればそれに合わせて地方交付税が増えるという考え方もありますが、自由に使えるお金が増えるわけではなく、ほとんどがひもつきで用途が限定されております。要するに人口という数字を追うことが、イコール自治体の税収アップに全てつながるわけではないということに注意が必要です。

総務省は、地域力推進創造と地方再生の局面において、人口の定義を3つに分けています。1つ、地域に住む定住人口。2つ、観光に来て一時的な滞在をするだけの交流人口。3つ、地域や地域の人々と多様にかかわる関係人口。定住人口、交流人口、関係人口、つまり人口というくくりを細分化して、それぞれに適切な施策をもって地域づくりを行うことを推奨しています。定住人口を前提とした人口増の綱引きを手取り早く行うには、移住補助や医療費無料などの施策は考えられますが、これは自治体間の無用な綱引きを招きます。その結果として、それまで利用していた近隣自治体のお店やサービスが失われたり、自分が住む自治体の同様なサービスがなくなることもあり、経済圏の疲弊につながる可能性があります。このような無理な綱引きをすることが、本当に目指すべきことなのでしょうか。総務省が人口の定義を3つに分けているのは、人口減少局面を見据えて、近隣自治体も含めた圏域が潤うことで活力のある地域を目指そうという考え方が根底にあります。活力ある地域をつくるためには、地域の稼ぐ力をつける必要があります。そのためには地域に集客装置をつくって、定住人口のみならず、交流人口、関係人口を巻き込むことが必要となってきます。

以上の考え方を、本市に当てはめてみます。本市の総合戦略においては、市内観光地に観光客を呼び込む旨が明示されております。これは交流人口を増加させる点において、大きく寄与するところであります。しかし非常に残念なことに、この交流人口を地域の消費活動につなげる施策が抜け落ちているのです。内閣府のまち・ひと・しごと創生本部の人材組織の育成及び関係人口に関する検討会で、2017年、観光交流人口増大の経済効果という調査報告があります。そこには、定住人口と交流人口の年間消費額の比較が示されています。それによりますと、日本の定住人口1億2,679万人の1人当たりの年間消費額が125万円。それをもとに旅行者、つまり交流人口の消費に換算したらどうなるか。交流人口、つまり日帰り国内

旅行者の場合は、1人当たり1万5,000円消費の81人分相当。また、これが外国人旅行者の場合では、1人当たり15万6,000円消費の8人分相当になるという、非常に興味深いデータがあります。このデータをもとにして、本市の平成30年度の状況を当てはめてみます。相撲館の外国人来場者数、年間1,175人。これは訪日旅行期間中に、この1,175人はトータルで何と1億8,300万円の消費活動を行うという計算となります。もしもその消費活動のうちたった5.4%、これが本市で行われたと仮定するだけで年間1,000万円もの経済効果が生まれることになり、非常に財政的に潤うわけです。ところが、実際には市内での消費行動につながっておりません。要するに、定住人口だけを求める施策よりも、交流人口、関係人口を増やすだけで、今、本市に一番必要とされる税収増につなげることができるのです。

では次に、関係人口を増やす点について述べていきたいと思います。総務省は、これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会において、平成30年度に関係人口創出事業、また平成31年度に関係人口創出拡大事業を実施し、関係人口として地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供する地方公共団体を支援することを決定いたしました。この中で強調されていることは、地域と多様にかかわるものである関係人口に着目し、地域外からの交流の入り口を増やすという点です。これは、きっかけが交流人口として訪れたケースであっても、その地域に関心を持つことで関係人口に発展させられるというものです。

この内容についても、本市に当てはめてみたいと思います。現在、本市で最大の交流人口の獲得拠点となっているのが、道の駅かつらぎです。数値で示しますと、通年営業のデータが得られるようになった平成29年度の利用者が年間48万8,000人、平成30年度で年間48万7,000人と、安定した集客を達成しています。この利用者には多分に定住人口を含み、全てが交流人口の利用ではありませんが、仮にその半分が外国人を全く含まない国内旅行者だと仮定しても、年間で、先ほどの総務省の計算からいきますと4,500万円強の消費が発生する計算となります。この交流人口を関係人口に昇華させることができれば、総合戦略でいうところの「稼ぐ地域をつくる」が実現できるのです。では、それを今度は具体的な施策に落とし込むにはどうすればよいのか。私はここでP a r k - P F Iという手法を提案させていただきます。

まず耳なれない言葉、P a r k - P F Iについて説明します。P a r kのP a r kは公園です。このP a r k - P F Iは2017年6月の都市緑地法等の一部を改正する法律で示された新しい概念です。似たような言葉で、P P P（官民連携事業）と呼ばれる公共施設等の設計や建築、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うものや、P F I（民間資金等活用事業）と呼ばれる、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るというものがありますが、このP a r k - P F Iはそれらとは全く異なる新しい概念で、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法を指しております。

P a r k - P F Iの事業スキームは、次のような形になります。まず、公園管理者が示す公募設置等の指針に基づいて民間事業者が計画を提出し、選定後、基本協定が締結されます。そして、選定された民間事業者は、特定公園施設を一体で整備します。これが従前と大きく異なるところで、従前は公共部分の特定施設は公的資金での整備が義務づけられていたのに

対しまして、ここを民間が一体整備することにより、生まれた利益を充当することが認められております。つまり、公共施設部分までの民間資金負担を認めて、公的資金の負担を大きく軽減できるのです。民間事業者はその後の運営で、利用者に対しサービスを提供して対価を得ます。さらにP a r k－P F Iの特例措置も用意されておまして、従来の制度では最長10年であった設置管理許可を最長20年とした上で、更新についても補償する。さらに、建蔽率の特例、占有物件の特例を認めることにより、民間事業者が長期の経営計画を持って取り組みやすいという特徴を有しております。このP a r k－P F Iについて、現在本市におけるP a r k－P F Iの検討状況並びに県内、近隣府県の動向については把握されているでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問についてでございます。P a r k－P F Iにつきましては、都市公園においてP a r k－P F I事業を導入することにより、これまで公共施設の設計、建設及び施設の運営、維持管理を別々に発注し、住民等へサービス提供していたものを民間事業者に包括的に発注し、直接住民等へサービス提供させることで、サービス費用の低廉化と質の向上を達成することが期待されるものでございます。また、平成29年5月公布の都市公園改正法により、公共還元型のカフェレストランなどの収益施設の施設管理制度が創設されております。加えて、設置管理許可期間の10年から20年への延伸や、都市公園における建蔽率の緩和など、民間活力を最大限に活かして、緑のオープンスペースの整備、保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現させる内容となっております。

P a r k－P F Iを活用した近隣府県の導入事例でございますが、大阪市天王寺公園エントランスエリアにおけるてんしば、大阪城公園の大阪城パークセンター、京都市の京都市水族館を含む梅小路公園などがございます。

次に、奈良県内におきましてはP a r k－P F Iの導入事例はございません。葛城市の都市公園におけるP a r k－P F Iの導入や、その検討状況でございますが、現在導入実績はなく、また、この手法の導入についての具体的な検討は行っておりません。

以上です。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。近隣府県のP a r k－P F Iの事例を挙げていただきましたが、本市から一番近くて、行かれた方も多であろう天王寺公園のてんしばについて、実際にP a r k－P F Iを導入してどのような効果があったかについて、聞いてみました。大阪市が天王寺公園でP a r k－P F Iを活用してリニューアルを行ったのが2015年。これを境にした比較データがあります。それによりますと、リニューアル前の2013年度の年間入場者数は143万6,000人。リニューアル後の2017年で2.9倍の417万9,000人となっております。公園管理費については、整備以前の歳出では年間3,700万円の維持管理費用がかかっておりましたが、リニューアル後には公園整備費が3,000万円減り、かかる経費は警備負担の700万円のみ減少する一方で、新たに公園使用料として3,200万円が大阪市の歳入に計上されるように

なり、差し引き2,500万円が毎年てんしばから発生しております。このように、P a r k - P F I の導入によって単なる公園が集客施設となり、利益を生むように生まれ変わります。

ある施設の運営方法を変えることでにぎわいと利益を生む事例は、P a r k - P F I に限ったことではありません。昨年秋の厚生文教常任委員会で視察に行った佐賀県武雄市立図書館ですが、これは市総合計画で策定された市民文化の森構想に基づいて建設された図書館の全面改修に当たって、民間事業者を指定管理事業者とし、民間の運営ノウハウを全面的に導入しました。そして、図書館の概念を打ち破る運営やカフェの併設、イベントの実施等によって、他府県からも利用者が集まる集客施設に生まれ変わり、直営のころにかかっていた経費以上の指定管理料が市に入るようになりました。この事例においても、これまで利益を生み出さなかった施設が民間の知恵で生まれ変わり、にぎわいと利益を生み出すようになった点が共通しております。P a r k - P F I は都市公園の整備という範疇に入りますが、意図するところは、これまでの単なる憩いの場所として維持費のみがかかっていた公園という土地を、民間の資本と知恵で利益を生み出す土地に生まれ変わらせる点にあります。そこに設置可能な物件としましては、カフェをはじめとする飲食店、それに限らず図書館や水族館、あるいは劇場など、非常に幅広い物件が認められております。P a r k - P F I については、まだほとんどの自治体が動いておりません。地方創生の一手法として捉えて、先駆けて研究する自治体がようやく出始めました。

このように、各地でP a r k - P F I を使った事例が報告されつつありますが、国土交通省の分析によると、成功に至る分水嶺というのがございます。それは対象地の選定。特に立地等で事業性に劣る公園を選定地としてカフェなどを設置すれば目的が達成されると、安易にP a r k - P F I を導入した結果、民間事業者の収益性が上がらなかった事例がございます。従来からある都市公園の安易な転用を考えるのではなく、場合によっては集客のポテンシャルのある土地をP a r k - P F I を使って整備するという考え方も必要になると示されております。私の分析では、本市におけるP a r k - P F I を導入して成功の可能性がある地域は、道の駅かつらぎ周辺エリアです。これは既に集客施設としての道の駅があり、先ほど示したように交流人口も相当数ありますので、この人の流れをP a r k - P F I で整備した場所に向かわせ、地域と継続的なつながりを持つ関係人口に昇華させたいと思うのです。現在、道の駅周辺エリアにおいてP a r k - P F I 適用の可能性がある場所といえば、しあわせの森公園か、県の施設ではありますが社会教育センターが立地的に理想ではないかと思えます。既に本市においては多くの公園がありますが、将来の財政負担を考えたとき、いずれ現状の数を維持することが難しくなることが予想されます。もちろん、P a r k - P F I の適用には総合計画や都市計画などの見直しが必要となったり、もろもろの高いハードルがあるかもしれませんが、本市の将来世代に残せる財産をつくる意味においても、検討の余地はあると思えます。これについてはいかがでしょうか。

下村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問でございます。

P a r k - P F I を活用するための場所の選定につきましては、仮に都市公園法に定めら

れた建蔽率の範囲内で建物等の集客施設を新たに設ける場合、面積が小さい街区公園では導入が難しいと思われます。また、その場所が相当数の集客や収益が上がるが見込まれる可能性を持った、企業にとって魅力のある場所を選定することが重要であると考えます。現在、葛城市には24カ所の都市公園がございますが、新たな施設を設けることが可能な大規模都市公園となりますと、屋敷山公園、新町運動公園、葛城山麓公園、しあわせの森公園の4公園となります。そのうち、屋敷山公園、新町運動公園、葛城山麓公園につきましては都市計画決定がされた公園であるため、現状設置がされている公園施設以外の用途の施設を設けるためには都市計画決定の変更などの手続が必要となり、また総合計画や都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの整合を図る必要もあり、柔軟な用途の変更は難しい状況でございます。

以上です。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。本市でのP a r k－P F Iの導入は相当高いハードルがあるということですが、地方創生には従来の考え方にとらわれない新しい発想が求められております。地域の稼ぐ力を得るといふ総合戦略の趣旨にのっとり、最初からできないと考えるのではなくて、今後の市政運営の中で可能性があれば、ぜひとも検討していただくことをお願いしたいと思います。

時間がちょっと余って、予定にはないんですが、もし市長の方で何かご所見いただけるのであれば、お願いできますでしょうか。副市長でも結構です。

下村議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。ご提案ありがとうございます。

まず、議員、いろいろ制度をお調べいただきまして、積極的にご紹介いただいておりますことに感謝申し上げたいと思います。P a r k－P F Iでございますが、制度の理解といたしましては、逆にこれはP F Iという従来の手法の中で、頭にP a r kがついていると。これ、都市整備部長の方からも説明いたしました。都市公園というものを活用しようとするれば、もともと都市公園の目的は、やはり都市で緑地を確保しようというのが法律の趣旨でございますので、この都市公園法の都市公園の制限を緩和しようということで、P F I的な手法を都市公園に取り入れたらどうなるかというのが、P a r k－P F Iという手法であると認識しております。これについて、天王寺公園の例等についてもご紹介いただいたわけですが、逆に申し上げますと、そもそものP F I（プライベート・フィナンス・イニシアチブ）、民間の資金を活用した手法ということで、例えば定期借地権でありますとかいろんな手法が考えられますので、これを使ってまさに民間の知恵、あるいは資金も助けていただきながら、市政運営の中で新たなまちづくりをしていくということにつきましては、これはもう議員おっしゃるとおりでありますので、総合戦略自体はやはり総務省の、ある意味制度の中で、全ての項目を盛り込んで実行できるわけではないかもしれませんが、市政全体の中では、議員ご提案いただきましたいろんな新たな手法について引き続き、理事者側といたしましてもしっかりといろんな情報を収集しながら、あらゆる可能性については検討してい

かなければならないと受けとめているところでございます。ご提案ありがとうございます。

下村議長 奥本佳史君。

奥本議員 突然のご答弁を振りましたけど、ありがとうございます。いろんな考え方がる中で、こういうのもあるなという今回の提案でしたので、また何かの折に思い出していただければいいかと思います。

以上で、私の今回の一般質問2件、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

下村議長 ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 1時30分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、こんにちは。梨本洪珪です。ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。私の質問は、今回3つございます。

1つ目はSDGsへの取り組みについてということで、皆様のお手元には届いているかと思いますが、この1つ目の質問は3つ目に回させていただいて、まずは2つ目の契約事務の手続きについて、そしてその次に、民間委託におけるコンプライアンス基準について、そのうち、時間が許す限りSDGsへの取り組みについてを質問させていただきたいと思います。

これより先は、質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

下村議長 2番、梨本洪珪君。

梨本議員 では始めさせていただきます。

早速ですが、この契約事務の手続きについて伺わせていただきます。行政においては、民間と違い業者選定の公平性を保つため、契約事務に様々な制約がございます。私にはまだまだ勉強不足の面がございますので、実務を知ることと、そして少し疑問に思った点の解消をするため、議員様式による情報開示をこの年が明けてから行い、笛堂ストックヤード（現葛城市リサイクルプラザ）について調べてみました。

まず、この笛堂ストックヤード建築及び電気工事について、入札状況や、契約に至った経緯を詳細に伺わせてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本事業は新クリーンセンター建設、旧新庄クリーンセンター解体、そしてその後のストックヤード施設建設を一体として、平成25年12月に地域循環型社会形成推進計画を策定し、奈良県を通して環境省の承認をいただく補助事業となっております。したがって、ストックヤードの建設完了をもって本事業完了となります。そのため、この地域計画の期間内に着手しなければなりません。計画は5年を基本とし、最大7年まで延長可能となっておりますが、本市の地域計画は平成30年度で7年目となり、これ以上の延長はございません。そのた

め、平成30年度内の着手が必要で、未契約の繰越しはできない状況でございました。契約できなかった場合は、旧クリーンセンター解体に伴う国庫補助金も返還ということになります。それまで市、地元の関係の方々、その時点、時点でのそれぞれの中で最善の努力をして結論を出してきた結果、ぎりぎりのタイミングになってしまいましたが、1回目の手続につきましても、やはり競争入札を行うべく手続にのっとり行ったものでございます。これが平成31年3月4日でございます、入札を行いました、指名業者4者中3者が辞退したため入札が中止、残念ながら不落といたしますか、競争いただける業者がそろわなかったということの中で、2回目の、これも運用にのっとり、市の入札関係のルールにのっとりまして、可能な見直しをして2回目のチャレンジをいたしました。これが同月27日の設計を見直した上での、2回目の入札でございました。

その結果、新和建設株式会社が契約金額4,471万2,000円で落札しました。工期は同月28日から令和元年12月10日まででございました。電気設備工事の室内照明及びシャッター、減容機の動力源の施工、剪定枝破碎機、発泡スチロール減容機の設置につきましては、5月29日の入札を予定しておりましたが、4者中3者が辞退し入札が中止になりました。そこでやむなく同年6月11日、ストックヤード建築業者である新和建設株式会社と1,178万9,280円で追加変更契約を締結させていただきました。10月1日にはストックヤード建築工事分について、消費税8%から10%への引上げに伴う21万8,320円の増額変更契約を行いました。外構工事につきましては、11月26日に入札を実施、新和建設株式会社が契約金額1,958万円で落札しました。工期は同月27日から今年3月19日までとなっております。途中、11月29日に基礎ベース範囲の増加や、掘削中の予期せぬがら、ごみの処分費として311万5,200円の追加変更契約を行わせていただきました。昨年の3月議会をはじめ、厚生文教常任委員会の継続調査案件としての審議など、都度都度報告審査いただいております。おかげさまで、ストックヤード建築工事につきましては昨年末、令和元年12月9日に竣工検査を完了させていただいております。外構工事は、現在工事中でございます。

以上です。

下村議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 ただいま詳細にご説明いただきましたが、今の説明からお聞きしたい点が5点ございます。1つ1つについて詳細に掘り下げて伺いますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目ですが、平成31年3月4日と27日の入札の件です。3月4日、これが1回目の入札なわけでございますが、指名業者4者中3者が辞退したため中止となり、設計を見直した3月27日、この2回目の入札で落札業者が決定したとのことでございます。私の調べた限り、1回目の入札からは電気設備工事が外され、指名業者も5者へと変更になっております。この事業における2回目の入札で、電気設備工事を外した理由を改めて伺わせてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

1問目のご質問で説明させていただきましたように、ストックヤード完了までが、新クリ

ーンセンター建設から旧クリーンセンター解体を含む一体となった地域計画を承認いただいたの環境省の補助事業で、着手期限最終年度である平成30年度内の着手契約が必要でございました。そのような状況の中で、少しでも契約成立の機会を高めるため、屋根材、外壁材、金属製建具などについて設計変更の検討をする中で、破砕機、減容機等、大別できます電気設備工事分を外させていただいた次第です。

以上です。

下村議長 梨本洪珪君。

梨本議員 先ほどの答弁にもございましたように、平成30年度内に契約ができなければ旧新庄クリーンセンター解体に伴う国庫補助金の返還、この事情があつて苦肉の策をとられた、このように解釈いたします。指名業者の5者については、経営審査の評点が何点以上で選定したのか、この点については少し気にはかかりますが、ここまでの事情は理解いたしました。

次に、お聞きしたい2つ目として、外された電気設備工事について伺いたいと思います。5月29日に電気設備工事の入札が行われる予定であったが、入札が中止になっています。その後、6月11日にストックヤード建築業者と追加で変更契約を結んでおられますが、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 平成31年4月18日の業者選定委員会におきましても、入札か追加変更契約か、どちらで執行するかを検討いたしました。結果として、業者間で価格を競争できる入札でということになり、令和元年5月29日に入札を予定いたしました。しかしながら、4者中3者が辞退し、入札は中止となりました。そこで、次回の発注をどうするかということになり、建築工事の方が6月に杭打ち、7月に基礎工事、8月下旬に鉄骨工事と進んでいく予定でありましたので、電気設備工事に取りかかるタイミングとしては、7月の基礎工事と並行して電気配管等を施工しないことには、壁や床、基礎等に余分な工程が増え、変更工事が発生する事態を招きます。それを回避するには6月中旬には業者を決定しなければならず、2回目の入札を実施していると契約が1カ月以上遅れることとなります。施工管理者との打合せ協議も行わなければならないことなどを考慮すると、7月の基礎工事に間に合わなくなり、建築、電気設備ともに支障を来すこととなります。6月中旬に業者を決定するには追加変更契約を行う以外の選択肢がなく、電気設備工事について6月11日に追加変更契約をさせていただきました。

以上でございます。

下村議長 梨本洪珪君。

梨本議員 まず、4月18日に業者選定委員会が開催された。そして入札か追加変更工事かが検討されて、入札に決定したということでございますが、その中でどのような議論が交わされたのか、少しひっかかってるんです。というのも、その決定をもとにして、5月29日に電気設備工事の入札が行われています。にもかかわらず、入札が中止になった後に、次回6月11日の発注では、急遽建築業者との追加変更契約になっているんです。私は、業者選定委員会とは、業者選定における最高意思決定機関だと認識しています。その委員会は、電気業者を4者選定

したはずですが、結果として、入札は電気業者4者中3者が辞退したため中止となったわけですが、その後になぜ電気業者ではなく建築業者との契約になるのか。その過程が理解できない。建築工事と電気設備工事は、分離発注されたのではなかったのでしょうか。この発注が、辞退しなかった4者中の1者である電気業者と、緊急を理由に随意契約が結ばれているなら、まだ理解ができるんです。ところが、工期を理由にして建築業者と契約しているから、理解ができないんです。そもそも、6月中旬には業者を決定しなければならない事業において、4月18日の業者選定委員会では、5月29日の入札が不落に終わる可能性を想定していなかったのでしょうか。それとも、業者選定委員会での意思決定自体が、入札中止の際は建築業者との追加変更契約であったのでしょうか。または、業者選定委員会の選定が電気業者であっても、その選定は入札中止で簡単に覆るものなのでしょうか。少なからず疑問が残りますが、時間の都合上、次の質問に移らせていただきます。

3つ目に伺いたいのは、消費税についてです。消費税の税率は、令和元年10月に10%になったわけですが、この3月の契約時には不確定でございました。その際の消費税の想定と、実際の事務処理がどうなったのか。この点について伺わせてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 平成31年3月12日に、管財課より消費増税予定に伴う契約方法についての指示がございました。当初の契約はこれまでどおり8%で契約し、消費税10%の変更が確定した時点で変更契約を締結することとするということでございましたので、本契約につきましても当初は8%で契約し、10%確定後、変更契約を行わせていただきました。

下村議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 平成31年3月12日に管財課より指示があり、それに従って当初は8%で契約し、10月に10%の変更契約を締結した、このような答弁でございました。この消費税に関しては仕方がないという考え方もございますが、ここでも少し提言させていただきたいと思います。これが毎月均等に行われる事業の契約であるならば、この変更契約は、10月から12月分の消費税率2%アップ分として、理解できます。しかし、工期は10月をまたいでいる。3月から12月と10月をまたいでいるものの、当初の契約は3月末です。ということは、部材の購入などは消費税8%の9月末までに完了させることは可能ではなかったのでしょうか。当初契約の段階で、税率についての変更契約ができない旨を盛り込んでおくなどすれば、受注業者もそのことを見越して部材の発注等ができたと考えられるんです。4,470万円強の契約に対して、たかが21万8,320円の変更という考え方もあるかもしれませんが、もし自分の財布から払うのであれば、いかにして支出を減らそうか考えるはずですが。そのような観点から、事業を担当する職員さんには少しでも市が有利になる方法を考えていただきたい。これが3つ目です。

次に、4つ目の質問は、11月29日の3回目の変更契約、311万5,200円について、これは掘削中の予期せぬがらやごみの処分費とのことですが、このがらやごみの存在は、事前の土質調査でわからなかったのでしょうか。教えてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ボーリング調査は、平成28年度に剪定枝等破碎堆肥化施設整備設計委託業務の中で実施させていただいております。この調査は支持地盤を調査するためのものでございまして、土中に何があるのかを調査するのが目的ではございません。調査報告書を確認いたしますと、2カ所ボーリング調査を行っております。調査場所は敷地の東側で、現在建築中のストックヤードよりも東側になり、約30メートルの間を隔てて調査をしております。2カ所とも86ミリの範囲で、深さ1メートルから1.3メートルにコンクリート片の混入が見られたとの記載がありました。したがって、この2カ所をもって他の場所にもがら、ごみがあるとの想定はできず、当初の工事請負契約費には想定外のがら、ごみの処分費は計上させていただきませんでした。

下村議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 当初は外構工事も建築一式工事として入札する予定であったため、建築業者で入札を行った。このような答弁でございました。それで問題ないと言われれば、行政経験の浅い私は納得してしまいそうになるんですが、素朴な疑問が残ります。この入札に関して、業者は当初、この3月末の入札で選定された5者で行われているわけです。果たして、受注した1者以外の建築業者4者は、建屋本体を受注していないのに、本来土木工事である外構工事の入札に本気で参加するのでしょうか。結果を見れば、やはり当初の受注業者が落札しているわけでございます。一旦分離発注された以上、私は、この入札を適正に執行するためには土木業者で行うべきであった、このように考えます。業者が提出する指名願は、建築や土木など、業種が分かれているはずですが、なぜ、土木工事として業者選定委員会に諮られなかったのか。この点が不思議に思います。

以上、笛堂ストックヤード建築工事について、5つの分野に分けて疑問に思うことを挙げさせていただきました。ここで問いたかったのは、発注の仕方に問題はないのかということなんです。事業に不慣れな私でも、疑問に思うことがたくさん出てきています。この事業における総合計額は約8,000万円。これは、当初契約の約2倍です。そして、結果的には1つの建築業者が全てを受注しています。請負率、経費検査などの分析はできていたのか。業者の仕方は問題がなかったのか。これは業者の問題ではなく、あくまで行政の問題です。葛城市の契約事務の手引きには、原課が起案書に関係書類を添えて決裁を受け、業者選定委員会に諮って決定を受けるとの手順が示されています。であるなら、入札を執行した後、不調を理由に追加変更契約をすることを、業者選定委員会、あるいは管財課が認めていたのか。チェック機能を働かせるべき会計課や監査委員会からの指摘はなかったのか。依然、私の頭の中は様々な疑問が渦巻いています。本日は時間の都合上、この程度にとどめますが、場所を変えてでも、もう少し詳細に聞かせていただきたい。このこともお伝えし、この質問は一旦終了いたします。

下村議長 よろしいか。一旦。

(発言する者あり)

下村議長 暫時休憩します。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後2時01分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梨本洪瑛君の発言を許します。

梨本洪瑛君。

梨本議員 1つ目の質問において、理事者側との見識が少し違う面もあるかもしれませんので、この点については先ほども申しましたように、また別の機会に改めて徹底的に議論させていただきたいと思います。では、2つ目の質問に移らせていただきます。

次は、民間委託におけるコンプライアンス基準について。この質問は、前回12月議会で私が一般質問した内容をより深めたい、このように考えての質問でございます。冒頭に誤解のないようにお伝えさせていただきますが、私はいかなる法令も遵守されるべきであり、コンプライアンス違反があれば解消されるべきと考えています。また、今回の質問は個別の案件を取り上げて行いますが、特定業者の肩を持つ意図はございません。いかなる業者であろうと、指導監督権限がどこにあると、日本国で適用される法令の遵守は当然の義務でございます。あくまで質問の意図は、日本国憲法第14条第1項にうたわれる平等原則に基づいた葛城市の姿勢でございます。そのことを伺うものであり、その点に留意してお聞きいただきたいと思ひます。

さて、12月議会では業務委託契約を結ぶ際の指針、コンプライアンス基準の種類、違反した際の対応などについて伺いました。その中で、葛城市が指導監督権限を持たない建築基準法違反における対応で、是正計画書の提出を求めた事例が過去に1件だけあるとの説明がございました。その後、12月議会では別の先輩議員から、葛城市内の農地法、都市計画法、建築基準法の違反状況と指導実績についての一般質問があり、公文書開示されているとの理由で、具体的業者名を出しての質問がされました。コンプライアンス違反があり、葛城市に是正計画書を提出した業者に対して、計画期限が過ぎたにもかかわらず放置しているのはいかがなものかとの趣旨であったと理解しています。

私の質問と連動するところがあると考えましたので、調査したところ、平成23年の当該業者への是正勧告は建築基準法違反で、葛城市が民間業者に是正計画書の提出を求めた唯一の事例と判明いたしました。私は前回の質問で、是正計画書が提出されていることに対し、葛城市に指導監督権限がない中で珍しい対応であると感じる、過去に1件しか事例がないのも気にかかる、このような感想を述べさせていただきました。また、決定プロセスに恣意的な意図が働いていなかったと信じたいが、別の機会にその背景などは聞いてみたいとも指摘いたしました。今回はこの事例を取り上げ、そこに至った事実関係などを明らかにした上で、改めて葛城市のコンプライアンス基準について伺いたいと思ひます。

まず、前回の市民生活部長の答弁を正確に復唱すると、「平成23年1月に、前市長時代ですけれども、環境課所管の葛城市一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対して、廃棄物処理をしていただいている施設に関してコンプライアンス違反があつて、それを見過ごすことができないということで是正計画書の提出依頼を行ったことがございます。」という答弁をいただきました。ここでまず気になるのは、見過ごすことができないという部分です。なぜその

時点になって、急に見過ごすことができないと判断したのか、そこに至る事情については、どんなきっかけがあったのかということに疑問が残ります。先ほど取り上げた12月の先輩議員の一般質問、その議事録、詳細は令和元年第4回葛城市議会定例会会議録第3日目、143ページから144ページにかけて書いてございますが、その先輩議員の発言から引用させていただくと、「同業他社、または一般市民の方から、特に同業他社の方から、何でうちも同じ仕事をしてんののうちも何で指名に入れてもらわれへんねんと、何でやねんと、こういうふうな問い合わせがあって、それで市長がこの是正勧告をしたと聞いています。」、このように述べられています。要約すると、山下前市長が当時指名に入れていなかった同業他社からの通報で、コンプライアンス違反の是正計画書の提出を求めたということでございますが、これは事実でしょうか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。ただいまの質問に対して、申しわけございませんが、行政としてはこのような質問に対して答弁を控えさせていただきたいと思っております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 答えられないということですが、通報も何もない状態から、監督官庁でもない行政機関が是正勧告をするとは思えません。なぜ先輩議員がそのような事情に精通しているのかは存じませんが、議場で発言されている以上信頼の高い情報であると、私はこのように考えます。つまり、同業他社、もしくは一般市民の方から問い合わせや通報により、見過ごすことができず提出を求めたことになるわけです。ということは、葛城市においては契約の相手方である民間事業者に対し、都市計画法、建築基準法違反においても、通報があればその業者に確認し、違反が発覚すれば是正計画書の提出を求めると理解させていただきます。

まず1つ目のポイントとしては、通報などにより法令違反が発覚した際には是正計画書を提出させることがあると整理して、次の質問に移ります。先ほどの議事録によると、同業他社が指名に入れてもらえなかったとのことでしたが、是正勧告をした当該業者と平成23年当時に結ばれていた契約とは、どのような業務委託契約であったのでしょうか。教えてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 当該業者と平成23年に締結していた契約は、大型ごみ・不燃ごみ収集運搬処理業務委託契約と、空き缶・空き瓶収集運搬処理業務委託契約、そしてペットボトル収集運搬処理業務委託契約、さらに有害ごみ（乾電池・蛍光灯）収集運搬処理業務委託契約の4つの契約で、いずれも平成23年4月1日より同月30日までの契約と、同年5月1日から同年9月30日までの契約でございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 今、委託契約名をお伝えいただいた業務の内容は、昨日の一般質問にて谷原議員が様々な問題を指摘した、資源ごみ収集処理業務の内容と合致します。それまで長年にわたって同様の契約を当該業者と結んできたものの、突然、平成23年になって、見過ごすことはできない

と、このように判断されたわけですが、当該業者とは是正計画書を提出させた後、平成24年度以降、現在まで葛城市と何らかの業務における契約関係はあったのでしょうか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ございません。

以上です。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 前回いただいた答弁と同じく、平成24年以降、当該業者と葛城市とは一切の契約関係にないとのことでした。民間業者が葛城市の入札に参加する場合、もしくは契約を締結する場合には、基本的に入札参加資格確認申請書、いわゆる指名願の提出が必要になるわけです。では、当該業者はそれ以降も指名願の提出をしていたのでしょうか。提出していたのなら、それはいつからいつまで提出していたのか、教えていただけますでしょうか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 工事、業務委託、役務の提供、物品の購入等について、市と契約しようとする事業者または個人から2年に一度提出いただく入札参加資格確認申請書の、当該業者の提出状況ですが、葛城市が誕生して最初の提出となります平成18年度、平成19年度分から平成28年度、平成29年度分までの間、継続して提出いただいておりますが、平成30年度、平成31年度分以降からは提出がございません。

以上です。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 平成24年度以降、平成29年度までは指名願が提出されていたということでした。

当然、契約というものは双方の合意があって結ばれるわけですが、令和2年度、令和3年度の指名願は、先月に締め切られています。つまり、当該業者は平成30年度以降、みずから葛城市の業務受注を希望しない、このように意思表示していると考察できるわけです。

とはいえ、当該業者は、平成24年度から平成29年度までは指名願の提出をしておられました。なぜ、平成24年度以降は業者選定をされることがなかったのでしょうか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市が民間事業者と契約をする、締結する場合のコンプライアンスに関しまして、先の12月議会における議員からのご質問に総務部長から答弁申し上げましたように、民法をはじめとする特別法、法令等を指針としているところでございます。工事請負契約、それから業務委託契約の標準的な様式として定められております標準約款というものの第1条におきまして、日本国の法令を遵守することが規定されているところでございます。そして、入札参加資格確認申請書提出の際に、欠格条項というものがございます。そういった形で指名業者として登録された中から、実際に発注する際には指名競争入札参加業者を選択しています。その際にも、競争入札執行までに当該事由に該当することとなった場合につきましては、葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領別表の基準に該当し、契約の相手方として不適切であると認めるときにも、指名停止を行うというようなこととなっております。コンプライアンス基準について違反した際の対応として、契約中の場合と、これから契約手続を始

める場合とで、対応は少し変わります。

まず契約中の場合、許認可権限を有する官公署が、法令違反の疑いがあるとして行政指導とか命令等を行っている事実が判明した場合には、契約解除等の措置をとることがございます。次に、これから契約手続を始める場合、市が発注する工事や業務委託について、指名競争入札に参加させるとしても、標準約款をもとに契約する以上、日本国の法令を遵守することの条項に違反するため、契約できないという状態になることから、業者指名から除外することもございます。

当該業者が再度入札等に参加できる条件といたしましては、法令違反の状態を解消することが必要となりますので、許認可等の権限がある場合は直接、その権限がない場合につきましては、許認可の権限を有する監督官庁との連携を行い、必要な調査や資料提供等の協力を行うこととなっております。

以上でございます。

下村議長 梨本洪珪君。

梨本議員 なるほど、日本国の法令を遵守することに違反していて、そのために業者指名から除外されていたとのことでした。再度入札に参加するためには法令違反状態の解消が必要であると、このように理解いたしました。しかし、私の調査によると、その間も当該業者は何もしていないわけではございません。

そもそも、平成23年度まで当該業者との契約が行われてきた背景には、葛城市内に廃棄物処理施設を持つ業者が当該業者1者だけであったからと聞いております。先ほど私が読み上げた12月の市民生活部長の答弁でも、廃棄物処理をしていただいている施設に関してコンプライアンス違反があったとのことでした。当該業者においては、その後直ちにコンプライアンス違反を解消すべく、市内に用地を確保し、都市計画法、建築基準法に違反しない処理施設を建設したと聞いております。是正は完了せずとも、普通に考えても相当額の投資をし、是正に向けた一定の努力はされていたともとれるわけです。にもかかわらず、その段階では業者選定のテーブルには上がらず、違法状態の完全な解消が求められたわけですが、そもそも建築基準法におけるコンプライアンス違反とは、施設にかかるのでしょうか。それとも、業者そのものにかかるのでしょうか。教えてください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 法令違反の疑いがある場合には是正指導を行う対象者は、法人、個人を問わず現在の代表者、役員等で、その範囲は、法人の代表者、役員であることが当該法人の登記簿等公的資料により、誰もが閲覧できるよう広く公表されているもので確認できる方につきましては、法人の代表者及びその役員に該当するものとして取り扱っているところでございます。

下村議長 梨本洪珪君。

梨本議員 今の答弁により、法令違反の是正対象はあくまで業者そのものであり、処理などの業務を行う施設が適法であっても業者そのもの、例えば本社や他の事務所などに違反があれば、葛城市ではコンプライアンス違反と認識すると理解いたしました。2つ目のポイントとして、法令違反の是正対象はあくまで業者そのものであると整理させていただきます。

では、次の質問に移りますが、当該業者との契約が終了した後、その業務委託契約は平成24年から現在まで、どのような契約形態で委託契約が結ばれてきたのでしょうか。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 まず、平成23年10月からの契約についてでございますが、資源ごみ等収集運搬業務委託契約と、資源ごみ等処理業務委託契約の2つの契約を、それぞれ当該業者以外の業者と随意契約しております。そして、平成24年4月から同年5月はこの2つの形態で、それぞれ平成23年10月からの業者と1カ月の随意契約を締結しています。その後、平成24年5月からは、不燃ごみ・大型ごみ収集運搬管理業務委託契約と、資源ごみ収集運搬処理業務委託契約という2つの形態で、同一業者への見積り徴取による1者随意契約となっており、この形で平成29年3月まで毎年契約を締結し、平成29年4月からは、令和2年3月31日までの3年間の長期継続契約となっております。

以上です。

下村議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 平成24年5月からは当該業者とは別の業者と1者随意契約が結ばれ、今現在までその業者と業務委託契約を結んでいるとのことでございました。現在の正式契約名は、葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託として、年間1億5,899万7,600円の契約が1者随意契約、かつ約3年半の長期契約として締結されています。先ほども少し触れさせていただきましたが、この契約は昨日の一般質問にて谷原議員が問題を指摘した契約です。昨日の谷原議員に対する理事者側の答弁によると、平成24年度以降に契約している業者からは、契約金額の積算根拠が提出されていないとのことでございました。葛城市で唯一是正計画書の提出を求めた業務と、谷原議員が問題があると指摘する契約がつながったわけですが、今回は契約そのものの話をするつもりではなく、また別の機会に論じさせていただきたいと思います。

では、最後に確認させていただきたいのでございますが、平成24年度以降に契約をしてきた業者にも、それまで、平成23年度までにしてきた業者のように、同様のコンプライアンス違反、例えば都市計画法、建築基準法の違反がないか確認をとった後、契約をされたのでしょうか。お答えください。

下村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 先ほど、3つ前の答弁でご説明申し上げましたような取扱いとなっておりますので、確認は行っておりません。

下村議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 私は、今の答弁はつじつまが合わないと思うんです。前契約中の業者には、都市計画法、建築基準法違反を見逃すことはできないとしたのに、その違反の有無を確認せずに次の事業者と契約したのでしょうか。これが他の契約であれば、先ほど私がポイントの1つ目とした、通報がされるまで葛城市がコンプライアンス違反を認識できないかもしれないということはわかります。しかし、当該契約においては都市計画法、建築基準法違反に起因して是正計画書を提出させた経緯がございます。その翌年に新たな業者と契約しているわけですが

ますから、当然、次に契約する事業者にも同様の違反がないかは確認してしかるべきです。でなければ、また同じような、見過ごすことができない問題が生じる可能性があったはずで、その際には、私がポイント2として挙げさせていただいた、業者そのものに問題がないのかまで確認できていなければなりません。確認できていないことが担当者の過失であろうと、8年間も見過ごして1者随意契約を結んできたのであれば、理事者はこのような議論が提起されることは当然予測できたはずですし、当時の決定プロセスが恣意的であったと言われても仕方がありません。考えたくありませんが、もしそれを意図的に確認しなかったのであれば、日本国憲法第14条第1項にうたわれている平等原則違反であり、庁の裁量権の逸脱・濫用になる可能性もございます。既に谷原議員の発言にあったように、平成23年度までの契約業者には積算根拠を提出させていたのに、平成24年度以降は積算根拠なしに契約締結していたのも、常識的には考えられず、平等原則にも反します。

先ほどのような答弁が許されるのであれば、資源ごみ収集処理業務から平成23年までの業者を外し、現在の契約業者へと変更することを目的として、行政内で業者選定に意図的な力が働いたと疑われても仕方がないと思います。通報者に対する明確な答弁をいただけていませんので、今は真偽を確認できませんが、先輩議員の発言と照らし合わせると、通報は現在の契約関係者の可能性もございます。もしそうであるならば、マッチポンプのような話でございます。ただし、これは業者がとがめられるべき問題ではなく、あくまで葛城市内部の決定プロセスの問題で、私は、考えれば考えるほど理解に苦しみます。この一連の流れ、つまり平成23年の是正勧告に始まり、今も契約の効力を持つ平成28年度中に締結された長期の1者随意契約は、全て山下前市長の在任中に行われたものです。現在の理事者が下した判断でないことは十分に承知していますが、前市政のもとでは官製談合や贈収賄といった業者絡みの刑事事件まで起きています。全てのコンプライアンスにおける基準を再点検していただくように、希望いたします。

繰り返しになりますが、私はいかなる法令も遵守されるべきであり、コンプライアンス違反であれば解消されるべきと考えています。当然、是正計画書を提出した業者にも、そのことは強く訴えたいと思います。ただし、当該業者においては、葛城市に提出した是正計画書は平成23年当時のものであり、その後は一切更新や市への再提出はされていないとも聞いています。一方で、監督官庁である奈良県に対しては、その指導に従って是正計画を更新、実行しているとも聞いています。現在も葛城市との契約が継続中、もしくは指名願が提出されているなら別ですが、そうでない以上、当該業者のコンプライアンス違反は県と民間業者の問題です。ただただ早期の是正を願い、県の指導を見守りたいと思います。しかし現在、葛城市と契約中の業者、そして今後市と契約を結ぼうとする業者に関しては、そうは参りません。そもそも、葛城市内の準工業地域、工業地域は一部であり、私が独自調査する限り、現在、市と契約関係にある業者にも疑わしい建築物がございます。個人的に、県の権限にまで踏み込む指導は慎むべきと考えるわけですが、一度実行された行政の決定は、裁判における判例と同じく踏襲されるべきと考えます。葛城市で一旦その決定をしたのであれば、過去に1例しかないというのは、どう考えてもおかしい。今後も同じように、コンプライア

ンス違反を見過ごさず、是正計画書の提出を求めることもちゅうちょせず、踏襲されるべきであるということも伝え、この質問を締めくくらせていただきます。

では、最後になります。SDGsへの取り組みについて質問をさせていただきます。昨年6月議会にて、SDGsへの取り組みを初めて質問させていただきました。その中で、葛城市における今後のSDGsへの取り組みと考え方について伺わせていただきました。その後、9月議会では公明党の内野議員からもSDGsについての一般質問があり、松林議員の質問においても、一部内容に触れられる部分がありました。私が質問した当時はSDGsという言葉自体、知る人が社会人の15%弱と低かったわけですが、それ以降、SDGsのピンバッジをつけている人も目立つようになっております。現在では、官民を問わずさまざまな活動に盛り込まれており、急速に日本の社会全体で認知され、定着しつつあると感じています。

では、葛城市におけるSDGsのその後の取り組み、進展状況について伺ってください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城市におけるSDGsの進展や取り組みについてということでございます。まずSDGsとは持続可能な開発目標のことです。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた17の国際目標でございます。葛城市におけるSDGsの取り組みについてでございますが、まず初めに職員がSDGsそのものの理解を深めるための研修会を、令和元年11月に管理職級以上を対象といたしまして実施いたしましたところでございます。

次に、葛城市の各種計画や戦略の改訂に当たっては、計画の中の目標や事業がSDGsの17の目標のどれに対応しているかを表記することで、国際社会に貢献していることをPRしております。令和元年度中に策定している葛城市緑の基本計画、第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画、そして第2期葛城市総合戦略にSDGsの考え方を盛り込んでおります。以上の2点が、6月以降に取り組んでいる内容でございます。

以上でございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 まず、昨年11月に職員が理解を深めるための研修会を実施し、管理職級以上が参加されたとのことでございましたが、SDGsに葛城市が本格的に取り組む意欲がうかがえ、評価したいと思います。昨年の質問でもお伝えいたしましたが、このSDGsについては、さまざまな課題解決に向けた1つの指針になると考えています。行政と議会、さまざまな市民の考え方の違いや利害の垣根を越える上でも、積極的に共通の目的として活用すべきものでございます。その意図を酌んでくださったものと解釈し、答弁を聞いて喜んでおります。

現在、令和元年度中に作成の葛城市緑の基本計画、第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画、第2期葛城市総合戦略、この3つに盛り込んでいるとのことでございますが、では、具体的に17の目標のうち、どのような目標が盛り込まれているのでしょうか、教えてください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 計画に盛り込んでおりますSDGsの目標でございますが、まず葛城市緑の基本計画につきましては、15番の「陸の豊かさを守ろう」と、17番の「パートナーシップで目標を達成しよう」、この2つの項目を表記しております。

次に、第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画につきましては、1番目の「貧困をなくそう」、そして3番目の「すべての人に健康と福祉を」、4番目の「質の高い教育をみんなに」、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」、この4項目を表記しているところでございます。

最後に、第2期葛城市総合戦略では、2番目の「飢餓をゼロに」、3番目の「すべての人に健康と福祉を」、4番の「質の高い教育をみんなに」、5番の「ジェンダー平等を実現しよう」、8番の「働きがいも経済成長も」、9番の「産業と技術革新の基盤をつくろう」、11番の「住み続けられるまちづくりを」、17番の「パートナーシップで目標を達成しよう」、これらの8項目を表記しているところでございます。

以上でございます。

下村議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 なるほど、前年の質問から様々な検討を重ね、葛城市緑の基本計画で2項目、そして第2期葛城市子ども・子育て支援事業計画で4項目、第2期葛城市総合戦略では8項目を表記してくれたとのことでした。

時間がもうございませんので、1つだけ、ただ残念に思うことだけお伝えさせていただきます。それは目標の13、「気候変動に具体的な対策を」という目標がどこにも取り上げられていないことです。災害に強いまちづくりは、市長施政方針でも最優先事項であったはずですが、葛城市におけるSDGsは、職員のアイデア次第でとても素晴らしい目標になる可能性がございます。既存の事業に単に当てはめるだけでなく、SDGsを有効に活用していただけることをお願いし、この質問は終結いたします。

本日も答弁をいただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。

下村議長 梨本洪瑛君の発言を終結いたします。

最後に1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問をさせていただきます。市民の皆様の声をしっかりと市政に届けるため、頑張っております。昨今の新型コロナウイルスで、いろいろ情報が錯綜しておりますけども、情報収集、確実に、慎重によろしく願いいたします。私からは2点ございます。

1点目は、葛城市のホームページについて。

2点目は、前回予告しておりました、4回目のインフルエンザの予防接種の助成について、お聞きいたします。

なお、これから先は質問席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

下村議長 1番、杉本訓規君。

杉本議員 それでは、よろしくお願いいたします。

まずは葛城市のホームページについて、いろいろお聞きしたいと思います。昨年の決算特別委員会などでも私、ホームページ、SNS等の利用についていろいろ指摘、要望させていただきましたけども、今回も要望、提案が多いと思いますけれども、お答えいただけたらなと思います。

こちらの第2期葛城市総合戦略には、対象者18歳以上3,000人、無作為でアンケートによる意識調査が載っているわけですけども、その中で、葛城市が情報発信する際活用すべきツールという質問に対して、答えが、公式ホームページが29.6%、SNSが18.6%、スマホ、タブレット端末が30%というお答えが載っております。今の時代、本当に情報発信、情報収集が簡単になっておりまして、スマートフォンに関してもたくさんの方がお持ちであると。いろいろな場所で、一昔前なら難しいからスマホは敬遠されてた方も、もうほんま、大変、皆さんお持ちで、スマホをさわってる方、多いと思います。そしていろいろな方、私の知り合いの方に葛城市のホームページについてお聞きしたんですけども、独自の少ない人数ですけども、アンケートとったんですけども、まずはスマホで見にくい。ホームページ自体見にくい。目的にたどり着かないから、もう電話する。そもそも見ないといった、ちょっと手厳しい意見が出たので、今後、葛城市の情報発信、しっかりとやっていただきたいので、いろいろお聞きしたいと思います。

まず、葛城市におけるホームページの位置づけ、そしてホームページの使用についてお聞かせください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。葛城市のホームページの位置づけということでございますが、まず初めに市が情報を市民に伝達するものとしたしましては、広報誌がございます。これは毎月発行しておりまして、市内各戸に配布し、市民に対し市の情報をお伝えしているところでございます。お尋ねの葛城市のホームページでございますが、これにつきましては情報発信ツールとしての明確な位置づけをして運用しているわけではございませんが、広報誌では時間的な制約などによりまして掲載できない最新情報を速やかにお伝えするとともに、市の情報や魅力を対外的にも発信するためのツールとして活用しているところでございます。現在のホームページは平成23年度に構築したものでございまして、現在10年目を迎えております。コンテンツを各課で管理更新するCMS方式を取り入れておりまして、そのメリットといたしましては、ホームページを管理する専用ソフトの操作方法を知らない職員でも、直接ホームページを管理、作成できることでございます。そのことで運用コストが下がる点や、サイトの更新頻度が高まる点などが、メリットとして考えているところでございます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。そのCMSという方式を使うことによって、職員の皆さん、誰でも簡単に操作できて更新もしやすいと、これはすごいいいことやと思うんですけども、10年

前のシステムということで、なかなかもう時代遅れ感が出てるので、その辺ちょっと考えていただいて、次に、ホームページとかSNSとか、やっぱり見てもらわないと価値がないと思うんです。とりあえずあればいい、とりあえず持つとけばいいとかじゃなくて、工夫して進化させていくべきやと僕は考えてるんですけども、現在、葛城市のホームページ、アクセス数の分析してもらってると思うんですけども、お聞かせください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。アクセス数でございますが、昨年の1年間で葛城市のホームページへのアクセスをされたのは、約49万3,000件のアクセス数でございます。

1日平均にいたしますと、約1,350件のアクセスがあるという状況でございます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 49万3,000人、これ、1日平均1,350人、何かちょっとよくわからない数字なんですけど、これはクリック数ですか、訪問人数ですか、お聞かせください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 訪問人数でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 これ、訪問人数ならいいと思うんですけども、クリック数なら、同じ人が押してる場合あると思うんです。僕もホームページをよく見ます。それで、ここにおられる皆さんもホームページ、見られると思います。これ、1人50回クリックしたら、もう結構なスコアいくんです。これ、ちゃんと訪問人数がわかるように、研究するために絶対必要なので、してください。

それでは次に、ホームページの肝である検索ワードです。この検索ワードというのが重要で、何で探されてるか、何を求められてるかというのがわかる時代になってきたんですけども、現在の葛城市の検索ワードはリサーチできてるんでしょうか。お聞かせください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 検索キーワードでございますが、現行のホームページはGoogleの検索エンジンを埋め込んでいる状態でございますので、どのようなキーワードで検索されているかは把握できていない状況でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 これ、先ほどの質問とだいぶ意味かぶるんですけども、検索ワードがわからないと、何で市民の方がホームページを訪れてるかわからないんです。それで、さっきの話では、アクセスはわかるけど訪問人数がわからない。どういったニーズの方がこれを探してここに来るといふ、一般企業のホームページとか、SEO対策とかよく言うんですけども、一般企業と比べたらだめかもわかんないですけども、市民の皆さんがどんなことを必要とされているかを調べて、それに重きを置くというホームページに、ぜひしてください。市民の方からも見にくい、見やすいという声は聞いたことないですし、ここにおられる方も、心の中で見にくいと思ってると思うんです。やっぱここは新たに、葛城市の顔ですから、ホームページという

のは、変えてください。

それでは次に、ホームページに訪問されている方、パソコンから見られてるのか、スマホから見られてるのかということも調べていただいていると思うんですけども、お聞かせ願えますか。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 アクセスの状況でございますが、スマートフォンからのアクセスは61%、パソコンからのアクセスは39%となっているところでございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。やっぱり、もう今、スマホの方が多いです。スマホってもう、今、この前、僕、久々に電車乗ったら全員見てる勢いで、すごいなと思いながら、ほんと手軽に情報収集できて、すごいんですけども。先ほども言いましたけども、一昔前なら操作が難しい、持ちたくないとか嫌いされている方も、今、ほんまにスマホ持ってる方、多いです。だから、ここでお聞きしたいんですけども、葛城市のホームページはスマートフォン対応されてますか。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 スマートフォン対応でございますが、何分10年前から使っているソフトでございますので、現行のホームページはスマートフォン対応はできてない状況でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 わかっててお聞きしたんですけども、これはスマホ対応って何ぞやという話やと思うんですけど、スマホでも今のホームページを見れるんですけども、文字がちっちゃくて、押しても全然違うところ行って、もう諦めると、多分ここにおられる方も、多分経験されてると思うんですけども、奥まで行こうと思わないというか、ちっちゃ過ぎるんです。スマホ対応というたら、スマートフォン対応のホームページにしたら、簡単にちゃんとその画面に対応してやってくれるので、これも先ほども言いましたけども、スマホで見られる方も多いですし、これからも更に増えていくと思いますので、スマートフォン対応もしっかりお願いしておきます。

次に、SNS関連についてちょっとお聞きいたします。先ほど紹介いたしました第2期葛城市総合戦略という中に、葛城市は今後のプロモーション活動に、SNSやホームページ動画配信によりPRするというのが書いてあるんです。そのほかにも、SNS等を活用した情報発信とも書いてあります。私、いろいろ見てるんですけども、SNSというたら、例えばTwitterとかFacebook、Instagramとかになると思うんですけども、葛城市のこのSNSというのは、どこを指してるんですか、ちょっとそれをお聞かせください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 葛城市では、これまでから、SNSのツールといたしましてはTwitterと、それからFacebook、この2つのツールを利用しているところでございます。また昨年の7月からは、オーストラリアから来日し本市の職員として勤務しております国際交流員が、

I n s t a g r a mのツールを活用して、V i s i t K a t s u r a g iという名前で世界に向けて葛城市の情報を発信しているという状況でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。T w i t t e rに関して言わせていただいたら、奈良県葛城市という名前のT w i t t e rですよ。フォロワー数722人というやつですよ。蓮花ちゃんのフォロワーは、ちなみに1.3万人でしたけど。これ、T w i t t e rって、記事に対してインプレッション数という、そのツイートが何人見られているか、何人関心があるかというのがわかると思うんですけども、その数、わかったらお聞かせください。

下村議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 T w i t t e rにつきましては、防災行政無線と連動しており、定時放送等で流れる情報を文字情報として、市民等の登録者向けに発信しております。現在のフォロワー数は、今おっしゃいましたように722人となっているところでございますが、今おっしゃいましたインプレッションですか、その件についてはちょっと数は把握できておりません。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 これも先ほど言ったのと同じ意味なんですけど、何人の方が見てるといのは重要やと思うんです。それも、これ、多分無料で簡単に見れる方法、あると思うので、また調べておいてください。このT w i t t e rに関してなんですけども、文字ばかりなんです。皆さん見てはると思うんですけども、必要な情報を載せていただいているし、先ほどもおっしゃった防災と連動してというところあるんですけども、私が言いたいのは、ここにも書いてありますように、葛城市をPRするアカウント、1つだけつくって、イベントなり何なり、企画の方、日曜日とかでも一生懸命写真撮りに来てはると思うんです。それを広報に載せて終わりというか、せっかくあるんですから、SNSなどにしっかり載せて、ホームページにもイベント情報としてしっかり載せて、昨日も吉村始議員もおっしゃってましたけども、ツールは無料ですのでこれぐらいのことは、ホームページはお金かけたらできるんでしょうけど、T w i t t e rやったら無料でできるので、そういった努力を、若い世代の人はT w i t t e rをすごく見てるので、葛城市のいろんなことをアピールするいい場やと思うんで、よろしくお願ひしときます。

次に、イベント情報とか、今、市長報告のところにはあるんですけども、イベント専用ページとか残して、例えば成人式とか卒業式とか入学式とか、ずっと残していったら、その子どもたちが大きくなって、その子どもが、お母さんのときの成人式、どんなやったんやろうとかを見れる優しいホームページ、ちょっとつくってほしいんですけども、その辺、ご検討を前向きにお願ひしときます。

次に、ちょっと話変わりますが、以前私、蓮花ちゃんのL I N Eのスタンプについてお聞きしたと思うんですけども、そのときに販売とまってたんです。去年の10月ごろに再開するとお聞きしたんですけども、その後、どうなってるんでしょうか。あと、どれぐらいの方が蓮花ちゃんのスタンプを購入されてるのか、お聞かせください。

下村議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

LINEスタンプの運用につきましては、観光協会の事業として平成27年度より配信されている中で、諸事情により平成30年6月から一時配信停止となっておりましたが、令和元年11月より配信を再開しております。現状のスタンプは40種類のイラストをセットでの配信となっておりまして、これまでの売上げの実績は、平成27年度は284件、平成28年度は44件、平成29年度は45件、平成30年度は14件という状況であり、本年度は1月末現在で14件という状況でございます。

なお、今後更に蓮花ちゃんスタンプの利用の向上を図るため、新たに8ポーズのスタンプを追加するための作業中であり、本年3月末までには追加配信を行う予定で現在進めております。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。3月、再開楽しみです。ただ、今のご答弁にありましたように、合計、今ちょっと足してみると、大体400件ぐらいですかね。これ、ちょっと寂しいような気がするんです。蓮花ちゃんのツイッターのフォロワー数、1.9万人いますから。このスタンプを買って、そのうち僕も1件ですから、これ、僕も楽しみにしてるんです。僕、前買ったんですけど、携帯替えたときに蓮花ちゃんのスタンプもどっか行って、買おうと思って買えなかったんで、ちょっと新しいのを楽しみにしてます。先方ありきななので、無理は言えませんが、この後もしっかりアピールできるようよろしくお願ひいたします。

次に、議会録画配信についてお聞きしたいと思います。議会だより編集委員会、ここにもおられる皆さんで、議会だよりをどないやって見てもらおうかと、いろいろアピールの仕方、日々試行錯誤をさせていただいてます。そこで今回、議会だよりにQRコード、動画が見れるQRコードを皆さんの意見でつけさせてもらったんですけども、議会の観覧数の推移、QRコードの効果出てるのか、ちょっとわかればお聞かせ願ひたいと思います。

下村議長 岩永事務局長。

岩永事務局長 議会の録画配信の観覧数について、私の方からお答え申し上げます。

議会の録画配信につきましては、平成30年6月の会議分から配信し、現在で約1年9カ月が経過したことになります。配信当初は6月議会や百条委員会の証人尋問等がございましたので、平成30年6月が317件、閉会中の7月が452件、8月398件、定例会開催の9月が657件、10月358件と、300件を超える観覧数がございました。その後、定例会の開催月に関しましては300件前後、百条委員会の証人尋問にあつては、令和元年の7月が450件と、配信スタート時から令和元年12月までの1カ月平均が約298件ですので、それを上回る月がございました。

また録画視聴機器、先ほどおっしゃっておられた機器でございますが、OSでちょっと推測をいたしましたところ、平成30年の配信当時は57%がパソコン系の機器を利用されておられました。しかし、年々スマートフォン系のOSの利用が増加しておりまして、議会だより発行月である令和元年9月が56%、同年12月が50%、スマートフォン系のOSの割合が高く

なっております。このことから、明確には判断はできませんが、議会だよりのQRコードを利用されている方が幾分かおられるのではないかと推測するところではございます。

先ほど杉本議員がおっしゃったように、今月発行されました議会だよりは一般質問者ごとにQRコードを表示しておりますので、今月におきましてスマートフォン系のOS機器の利用率が高くなれば、更にその仮説が信憑性を増すと思われまます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。若干効果があるような気がするという感じなんですけども、でもその、ちょっとでも効果があつていいと思います。ほんで、この議会の録画のページも、なぜか謎に今、OSで分かれてて、若い人は録画配信をやつてることも知らないの、僕、教えてあげるんですけども、そのページ行かないとか。Macを押したら再生できるけど、Windowsでは見られないとか、何かいっぱいあるみたいなので、その辺もちょっと更新してというか、僕に苦情が来るので、なぜか。見れへん方もいてるみたいで。見ようとしてるのに。ちょっとその辺はどういう問題なのかわかりませんが、生駒市議会さんとかやったらYouTubeで流されてるんです。今どき動画が見れへんというのもちょっとよくわからないので、その辺もちょっとご検討よろしくお願ひいたします。

次に、葛城市の各小中学校にもホームページ、あると思うんですけども、その運用についてです。更新、ちょっと滞つてるところがあると思うんですけども、新型コロナウイルスによる臨時休校とか、しっかり情報発信していただいてると思うんですけども、小中学校のホームページの運用についてお聞かせください。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

まず学校のホームページの運用についてでございますが、運用につきましては各学校において運用していただいております。また、ご指摘のように各学校でのホームページの運用について、現在見直し、検討を指示しているところでございます。また、新型コロナウイルスによる臨時休校等につきましては、葛城市のホームページの特設サイトへ情報を集約するようしております。教育委員会の、台風などのときに運用しています災害時緊急用バナーを間違えて押される方がおられるとの通報等も今回ございましたので、災害時緊急用のページのリンク先に案内を入れるなど、柔軟な対応をしているところでございます。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 これ、小中学校のホームページ見る限り、僕、わかんないですけど、ホームページビルダーという専用のソフトでつくつてると思うんです。これ、先ほどの市役所のホームページ、葛城市のホームページは誰でもさわれるようにやつて更新頻度を高めると、ほんでコストもかからないと、これ、ホームページビルダーという専用のソフトで、わかつてる人しかさわれないと思うんです。先生方も忙しい、先生が更新されてると思うんですけども、この辺もちょっと、ちゃんとしていただいて、見てる人は見てはるんで、更新、明けておめで

とうございますらしいので、先ほども言うてはりましたけれども、更新がそれだったらちょっと具合が悪いと思うので、今後の検討課題として、これもしっかり考えていただきたいと思います。

それでは最後に、市長にお聞きしたいと思います。私、要望、提案、このホームページについていろいろさせていただきましたけども、やっぱり情報発信、これから重要やと思うんです。このコロナウイルスの関連でよくわからない情報、僕のLINEとかでもいっぱい入ってきて、どれを信じたらいいかわからないし、デマなのかほんまなのかわからない情報がいっぱい来たんですけども、葛城市としてやっぱりいろんな人に、Twitterでもいろんなフォロワーの人に発信できるように日々力を入れてもらって、SNSは震災時、災害時でも活躍したというのをお聞きしております。市民第一、災害に強いまちづくりの観点から、そういったホームページ、SNS等、力を入れていっていただきたいんですけども、どうでしょうか。お願いします。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。非常にツールとしては大切なものと理解しております。実は来年度の予算にもうその金額を計上して、リニューアルする予算計上をしておりますので、また、それは委員会の席でご審議いただけたらと思います。ありがとうございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 そしたら、まずは市民の方々に葛城市のSNSを見ていただいて、確実な情報、そして葛城市をアピールできるよう、お願いいたします。

現在のホームページは施設紹介とかでも載ってるんですけども、何かざっくりなんです。新町運動グラウンドなんかはすごい芝がアピールできるのに、これぐらいの写真が載ってるだけなんです。スケジュールを載せたり予約表を載せたり、今どきそんなサイトいっぱいあるんですけども、最初は大変やと思います。そういったことをしていただきたいんです。ホームページに関しては、お金、先ほど市長も言われたけど、お金がかかっただけええもんができるというわけじゃないので、しっかり考えなければならぬと思いますけども、市民の方々がどんな情報を、どんな方がどんな情報を、できるだけそれを研究、分析できるようにしていただいて、そうすることによって電話の問合せも減って皆さんの仕事が減るかもわからないので、SNS、無料ですし、イベント情報、写真など、これからいっぱい載せていただいて、工夫していただいて、葛城市をPRしていただきたいと思います。

1つ目の質問は以上とさせていただきます。

次に、しつこいようですけども、インフルエンザの予防接種の助成について、4回目お聞きしたいと思います。ちょっと4回目なので、今までのことをまとめて、ちょっとざっと発表させていただきます。

まず小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖の原因はインフルエンザなんですけども、ほとんど。子どもが増えれば増えるほど、経済的に厳しいと思うんです、予防接種を受けるの。少しでも経済的に負担を減らすことができれば、受診率も上がってインフルエンザの流行を少しでもとめれると私は考えております。県内ですと、王寺町も助成されてるらしいです。王寺町を参

考に葛城市で助成した場合、1人1回につき1,500円助成なら約620万円、1,000円助成なら410万円かかるとお聞きしております。お子さん2人、3人と増えると、ご家庭では大変助かる話だと思われま。安全面も気になるところがございますが、県の疾病対策課にお聞きしに行ったところ、奈良県内インフルエンザの予防接種を受けた子どもたちからお年寄り、高齢者の方々、全部なんですけども、その中で重度の後遺症や障がいが出た方は、平成28年から報告は受けられていません。大阪の高槻市さんも市長公約で、平成28年からインフルエンザの予防接種の助成やられてるんですけども、これはお電話でお聞きしたんですけども、特に問題は聞いていないとのことでした。ちょっと大ざっぱですが、ここまで4回、こんな感じで聞いたと思います。

そこで、何回もお聞きして申しわけないんですけども、今年の葛城市のインフルエンザ学校欠席数、調べていただいていると思うのでお聞かせください。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

まず、インフルエンザに罹患した人数ということでございますので、インフルエンザによる学校等の欠席状況についてでございますが、平成30年度は保育園児が223名、幼稚園児が82名、小学生214名、中学生155名で、合計674名でございました。本年度でございますが、本年度2月時点では保育園児が107名、幼稚園児が48名、小学生が423名、中学生が183名で、合計761名でございました。平成29年度は合計で1,257名でしたので、昨年に引き続き比較的少ない状況で、本年度は推移しております。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。次に、僕、前回加湿器のことをお願いして、前は除湿機と言って皆につっこまれたんですけども、加湿器をお願いしてたと思うんですけども、葛城市での加湿器の設置状況をお聞かせください。

下村議長 森井教育部長。

森井教育部長 幼稚園、保育園に加湿器を設置しているかということでございますが、幼稚園での加湿器設置につきましては、現在設置しておりません。必要に応じて、保育室にタオルを濡らしてハンガーにかけるなどして加湿するようにしております。また、公立の保育園では全保育室に加湿器を設置しており、民間保育園においても同様であると聞いております。また、0から2歳児で空気清浄機というものを設置しているところもあると聞いております。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ありがとうございます。幼稚園の方もしっかり加湿器考えていただいて、やっぱり乾燥がインフルエンザの流行の原因の1つなので、幼稚園の方にも、子どもたちのためにも考えていただきたいです。

2018年の9月議会で、私、インフルエンザの予防接種の助成、初めてお聞きしてから結構たちましたけれども、葛城市の人口を増やしていく、他市へのアピールの方法の1つだと私

は信じてずっとお聞きしているんですけども、他市の方々、特に子育て世代の方々に、しっかり子育てのまち葛城市に来ていただきたい。そこでインフルエンザ予防接種助成を行っていただいて、子育てに充実したまちづくりを目指していただきたいんですけども、市長に最後にお聞きしたいと思います。2018年9月に聞かせていただいてから、市長答弁、基本、研究いたしますという、大体そうやったと思うんですけども、結構研究できたと思うんです。前向きに捉えていただいているのか、それとももう全然やらないのか、ちょっとここで1回、4回もやらせて、僕は真剣に聞いているんですけども、ちょっと一度市長の具体的なお答え、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

下村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。非常にインフルエンザ等、興味を持っていただきまして、どうもありがとうございます。

加湿器の件、保育所と幼稚園でちょっとばらつきがあるということは、やっぱり大きな問題かなと思いますので、その点につきましては前向きに検討させていただきたいという思いでございます。インフルエンザ助成につきましては、委員ご指摘のお話というのはよくわかります。よくわかりますが、やはり市としての助成できる、やはり財源等もありますので、それはやはり財源とのバランスの問題やろうと思います。お金があれば、本当のことを言うと、全てやりたいというのが本心です。ですけど、その中でじゃあ何を選択できるのか、入りの財源をまず増やす努力をして、財源を確保した後に、そういうふうなサービスにも踏み込んでいきたいなという思いがあります。

以上でございます。

下村議長 杉本訓規君。

杉本議員 ちょっと、5回目をいつするか考えておきます。諦める気はないので、僕は。僕は、この市長が掲げてる5万人チャレンジの案としても、すごい僕は、他市の方とかうらやむと思うんですけど。市長の思いを今、聞いて、ちょっとまた考えます。幼稚園の加湿器の件は、よろしく願いしときます。

ちょっと話が変わるかもわかりませんが、最後に提案させていただきたいんですけども、昨今の新型コロナウイルスによって、皆さんマスクしたり、手洗い、消毒を用意してくれたり、すごい意識されてると思うんです。これ、ある意味インフルエンザの予防にもかなりつながってると思うんです、僕。すごい皆さんの意識が上がってるから、インフルエンザもはやりにくいという。これ、新型コロナウイルスに関しては、僕、わかりませんが、インフルエンザは今年必ずと言っていいほど来ると思うんです。だから、引き続きこの予防という観点の力の入れ方というのも、今年、インフルエンザのために引き続きよろしく願いしときたいと思います。

最後に、幼稚園の加湿器も設置していただいて、子どもたちの健康を守っていただくことをお願いいたしまして、私、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

下村議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月26日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、あす11日から25日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、旧町時代における未
処理金調査特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時11分